

平成30年度環境省行政事業レビュー外部有識者会合 議事次第

1. 日 時：平成30年5月10日（木）16:30～18:00
2. 場 所：中央合同庁舎第5号館19階 環境省第2・3会議室
3. 議 題
 - (1) 開会
 - (2) 外部有識者紹介
 - (3) 平成30年度行政事業レビュー公開プロセス対象事業の選定について
 - (4) その他
 - (5) 閉会

<配布資料>

- 資料1 公開プロセス外部有識者名簿
- 資料2 平成30年度行政事業レビュー公開プロセス対象候補事業リスト
- 資料3 平成30年度環境省行政事業レビュー公開プロセス対象事業選定
シート
- 参考1 行政事業レビュー実施要領
- 参考2 行政事業レビュー公開プロセス上の留意点について

平成 30 年度環境省行政事業レビュー公開プロセス

外部有識者名簿

(環境省選定)

氏 名	現 職
いながき たかし 稲垣 隆司	岐阜薬科大学学長
おく まみ 奥 真美	首都大学東京都市環境学部都市政策科学科教授
こばやし たつお 小林 辰男	公益社団法人日本経済研究センター研究本部政策研究室長
せき まさお 関 正雄	明治大学経営学部特任教授 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 CSR 室シニアアドバイザー
にいみ いくふみ 新美 育文	明治大学法学部専任教授

(内閣官房行政改革推進本部事務局選定)

氏 名	現 職
うえむら としゆき 上村 敏之	関西学院大学経済学部教授
おおた やすひろ 太田 康広	慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授
のぐち はるこ 野口 晴子	早稲田大学政治経済学術院教授

※50 音順、敬称略

平成30年度行政事業レビュー 公開プロセス対象候補事業リスト

(単位:百万円)

府省名	環境省	外部有識者会合開催日			平成30年5月10日	公開プロセス開催日	平成30年6月28日
事業番号	事業名	平成29年度 補正後予算額	平成30年度 当初予算額	選定基準	事業概要	具体的な選定理由	想定される論点
15	環境金融の拡大に向けた 利子補給事業	2,070	1,573	ア	コーポレートベース、プロジェクトベースでの環境配慮の取組を組み込んだ融資を利子補給により推進し、環境金融の質の向上・裾野の拡大と地球温暖化対策の促進を図る。	事業の規模が大きく、また、パリ協定等を踏まえた温室効果ガスの排出削減目標に向けて必要があり、政策優先度が高いため。	○環境リスク調査融資促進利子補給事業:事業開始から数年経過し、事業目的の達成に向けて効果的に事業が実施されているのか。 なお、金融を通じて経済活動を環境配慮型へ導びく環境配慮型融資促進利子補給事業については、平成29年度に環境のみならず金融市場に知見のある有識者より、環境格付融資の量の拡大と質の向上の観点から、本事業の改善に向け、地域金融機関への知見の共有・蓄積の促進や相対融資枠の創設等について提言をいただいたところであり、これを踏まえ、平成30年度からの事業改善を措置済み。
265	石綿問題への緊急対応に 必要な経費	706	713	イ	石綿による健康被害の救済に関する法律(以下「石綿救済法」という。)に基づく患者の認定及び救済給付の実施のための人件費・事務費等。 石綿健康被害救済制度(以下「石綿救済制度」という。)に関する海外動向調査、健康管理に係る調査、被認定患者に関する医学的所見等の解析調査等を実施することにより、石綿による健康被害に関する知見を収集するもの。	継続的に実施している事業であり、その事業効果等を検証する必要があるため。	○石綿救済法に基づき、(独)環境再生保全機構が実施している認定者への救済給付に係る人件費・事務費が適切に執行されているか。 ○石綿関連疾患の医学的所見に係る解析調査等により判定基準の見直しや検査方法の検討、また病理医等への定期的な講習や症例の共有等により診断技術の均てん化が図られるなど、石綿救済制度に係る申請・認定の円滑な実施につながっているか。 ○石綿救済法附帯決議に基づく健康管理対策の検討に関し、参加自治体の状況に応じて適切にモデル事業が実施されているか。
97	排出・吸収量世界標準算 定方式確立事業拠出金等	168	177	ア	■排出・吸収量世界標準算定方式確立事業拠出金 ・IPCC第14回総会(平成11年)でのイベントリタスクフォース(TFI、国別の温室効果ガス排出・吸収量の算出方法の検討・改訂を行う組織)設立以来、我が国は、先進国側共同議長を輩出し、その責務として、技術支援ユニット(TSU)の運営を引き受けている。これらTFI/TSUの活動を拠出金により支援するもの。 ■気候変動に関する政府間パネル(IPCC)拠出金 ・IPCCの科学的知見が気候変動対策の国際的枠組みの構築の基盤となっていることを踏まえ、IPCCの活動や各種報告書作成に貢献するべく、IPCCに対し拠出金により支援するもの。	パリ協定の下、各国は、削減目標を作成・提出・維持することとなり、その達成状況を把握するため、国別の温室効果ガス排出量を正確に推計することが益々重要な課題となっている。その活動に対して支援を行う本事業は政策的優先度が高く、また長期的に取り組んでいる事業であることから選定した。	○長期間支援が行われているが、事業目的の達成に向けて効率的・効果的に事業が実施されているか。
138	国際的水環境改善活動推 進等経費	132	102	ア	アジア水環境パートナーシップ事業(WEPA)として、特に水環境の悪化が顕著なアジア・モンスーン地域において、水環境管理に携わる13ヶ国の行政関係者間の協力体制の構築、各国の政策課題分析や政策担当者の能力向上への支援等を行う。中国においては水質汚染対策協力推進として、中国政府が実施する畜産排水対策の支援を実施する。	急速な経済発展等によるアジア地域の著しい水質汚濁の対策が急務となっている。水環境改善に関するアジア各国の取組や我が国の技術を共有する本事業は、アジア地域の水環境改善と我が国の水処理技術の海外展開に貢献する重要なものであり、更にはSDGsに掲げられる2030年までの世界的な目標達成にも資することから、政策優先度が高いため。	○本事業の内容はアジア地域の水環境改善の推進に有効か。また、我が国の水処理技術の海外展開に繋がるのか。 ○本事業の成果をSDGsの目標の一つである水質改善にどのように結びつけていくのか。
194	地球規模生物多様性モニ タリング推進事業	301	309	イ	①我が国の代表的な生態系の状態を長期的かつ定量的にモニタリングすることにより、外来種や地球温暖化等による生物多様性への影響やその可能性を早期に把握し、適切な自然環境保全施策等に結び付けていく。 ②主に東・東南アジア地域を対象として、地球観測に関する政府間会合(GEO)と連携した生物多様性観測ネットワークによる生物多様性情報の収集・整備を進め、IPBES等による生物多様性保全に向けた政策決定に貢献していくとともに、生物多様性保全に携わる人材育成を支援する。	継続的に実施している事業であり、また、平成29年度の行政事業レビュー推進チーム所見において「これまで収集されたデータについて有効に活用されているかを引き続き検証し、必要に応じ内容の見直しを行うこと」とされていることから、その事業効果等を検証する必要があるため。	○事業の有効性(モニタリングのニーズに十分応えられているか、収集されたデータは十分活用されているか)
151	循環型社会形成推進等経 費	105	101	ア	循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会白書の作成や循環基本基本計画に規定された物質フロー、指標及び取組指標の進捗把握・評価、国を含む各主体の取組状況の把握・評価及び課題検討等を実施。 また、循環型社会の形成を推進するため、同基本計画に係る施策である3R推進全国大会等を実施。	「第4次循環型社会形成推進基本計画」が平成30年6月頃に策定予定であり、各施策の加速化や着実な実施等がさらに求められる見込みであることから政策優先度が高いため。	○循環社会形成推進基本計画に定められた循環利用率や最終処分量について、目標の達成に向けて、着実に推移しているのか。 ○3R推進全国大会等については長期間実施しているが、成果実績は着実に上がっているのか。また、目標達成に向けた適切な見直し・改善が図られているか。



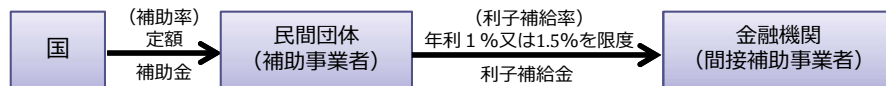
環境金融の拡大に向けた利子補給事業

平成30年度予算額
1,573百万円 (2,070百万円)

背景・目的

- 「金融」は、経済活動の血流であり、経済全体に大きな影響力を有する。環境金融を拡大し、その影響力を通じて、様々な経済活動を環境配慮型に誘導・促進することができる。
- コーポレートベース、プロジェクトベースでの環境配慮の取組を組み込んだ環境金融を推進するとともに、地球温暖化対策のための投資における資金調達を利子補給により円滑化することによって、環境金融の質・裾野の拡大と地球温暖化対策の促進を図る。

事業スキーム



事業概要

※本事業は平成19年度より実施。

- 環境配慮型融資促進利子補給事業 (601百万円)
金融機関が行う環境配慮型融資のうち、地球温暖化対策のための設備投資への融資について、融資を受けた年から3力年以内にCO2排出量を3% (又は5力年以内に5%) 以上削減することを条件として、年利1%を限度として利子補給を行う。
- 環境リスク調査融資促進利子補給事業 (972百万円)
金融機関が行う環境リスク調査融資のうち、低炭素化プロジェクトへの融資について、CO2排出量の削減・抑制状況を金融機関がモニタリングすることを条件として、年利1.5%を限度として利子補給を行う。

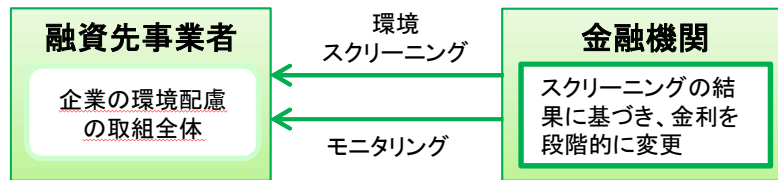
期待される効果

環境金融の拡大と地球温暖化対策の促進

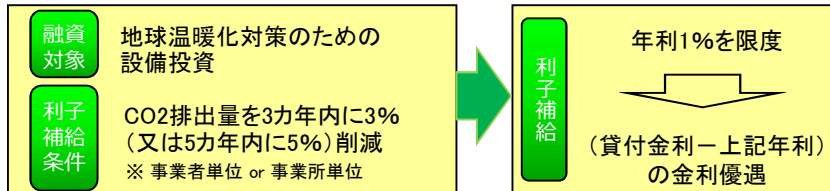
コーポレートベース

環境配慮型融資の概要

金融機関が企業の環境配慮の取組全体をスクリーニング手法等により評価し、その評価結果に応じて、低利融資を行う融資



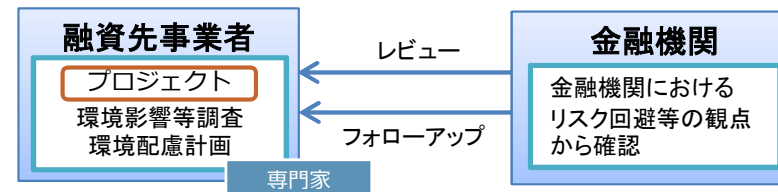
地域金融機関における環境配慮型融資の裾野拡大のため、環境配慮型融資の一定の実績を有する金融機関と地域金融機関との連携によるシンジケート・ローン等を対象とする。



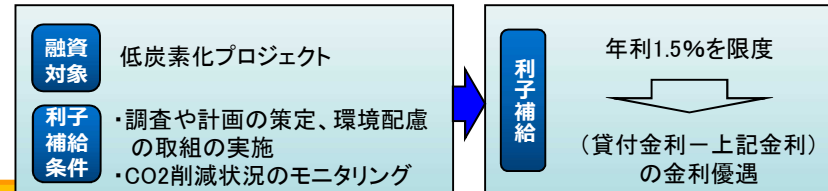
プロジェクトベース

環境リスク調査融資の概要

金融機関が事業に伴う環境影響の調査等を事業者に求め、その内容をレビューするとともに、環境配慮の取組状況をフォローアップする融資



地域金融機関における環境リスク調査融資の取組向上のため、その基本的枠組みや手続き等を示した指針に基づいて行われる環境リスク調査融資を対象とする。



イメージ

環境金融の拡大と地球温暖化対策の促進

平成29年度行政事業レビューシート (環境省)

事業名	環境金融の拡大に向けた利子補給事業			担当部局庁	大臣官房	作成責任者	
事業開始年度	平成25年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	環境経済課	環境経済課長 奥山 祐矢	
会計区分	エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定						
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(第4条、第5条)、特別会計に関する法律(第85条第3項第1号ホ)、特別会計に関する法律施行令(第50条第7項第10号)			関係する計画、通知等	環境基本計画		
主要政策・施策	地球温暖化対策			主要経費	エネルギー対策		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	金融機関の融資判断にコーポレートベース、プロジェクトベースでの環境配慮の取組を組み込む環境金融を推進するとともに、地球温暖化対策のための設備投資における資金調達を利子補給によってより円滑化することによって、環境金融の拡大と地球温暖化対策の推進を図る。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>(1) 環境配慮型融資促進利子補給事業 金融機関が行う環境配慮型融資(※)のうち、地球温暖化対策のための設備投資への融資について、利子補給を行うもの。 ※金融機関が企業の環境配慮の取組全体をスクリーニング手法等により評価し、その評価結果に応じて、低利融資を行う融資制度。 (補助率) 国から補助事業者への補助:定額 補助事業者から金融機関:1%を上限</p> <p>(2) 環境リスク調査融資促進利子補給事業 金融機関が行う環境リスク調査融資(※)のうち、地球温暖化対策のためのプロジェクトへの融資について、利子補給を行うもの。 ※金融機関が、融資先の事業に伴う環境影響等の調査結果及び環境配慮の取組計画の提出を求め、その内容及び実施の確認を行う融資制度。 (補助率) 国から補助事業者への補助:定額 補助事業者から金融機関:1.5%を上限</p>						
実施方法	補助						
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求
		補正予算	-	-	-	-	-
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-
		予備費等	-	-	-	-	-
		計	1,200	2,224	2,070	2,070	1,573
	執行額	1,200	1,382	1,422			
	執行率(%)	100%	62%	69%			
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	100%	62%	69%				
平成29・30年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目		29年度当初予算	30年度要求	主な増減理由		
	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金		2,070	1,573	実績を踏まえた適正化		
	計		2,070	1,573			

成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	26年度	27年度	28年度	中間目標		目標最終年度		
							-	年度	32	年度	
環境配慮型融資に取り組む地域金融機関の割合を30%程度とする。	割合＝本事業を利用した地域金融機関数÷105(地方銀行数)×100	成果実績	%	5	11	12	-	-	-	-	
			目標値	%	30	30	30	-	-	30	
			達成度	%	16	36	40	-	-	-	
根拠として用いた統計・データ名(出典)	環境金融拡大利子補給事業費補助金(環境配慮型融資促進利子補給事業)完了実績報告書(補助事業者より提出)										
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	26年度	27年度	28年度	中間目標		目標最終年度		
							-	年度	32	年度	
環境リスク調査融資に取り組む地域金融機関の割合を30%程度とする。	割合＝本事業を利用した地域金融機関数÷105(地方銀行数)×100	成果実績	%	1	1	1	-	-	-	-	
			目標値	%	30	30	30	-	-	30	
			達成度	%	3.3	3.3	3.3	-	-	-	
根拠として用いた統計・データ名(出典)	環境金融拡大利子補給事業費補助金(環境リスク調査融資促進利子補給事業)完了実績報告書(補助事業者より提出)										
横断的な施策に係る成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	分類	単位	26年度	27年度	28年度	中間目標		目標最終年度	
								-	年度	32	年度
1t-CO2当たりの削減コストを平成32年度までに平成27年度比で10%削減する。	1t-CO2当たりの削減コスト	成果実績	円/t-CO2	8,776	2,388	2,711	-	-	-	-	
			目標値	円/t-CO2	2,100	2,100	2,100	-	-	2,100	
			達成度	%	23.9	87.9	77.5	-	-	-	
本補助金によって環境金融の拡大を図ることで、200,000t-CO2程度の波及効果を想定。	予算額/削減効果	直接効果	円/t-CO2	-	-	-	-	-	-	-	
			目標値	円/t-CO2	-	-	-	-	-	-	
			達成度	%	-	-	-	-	-	-	
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載								チェック			
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標	単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込	30年度活動見込				
環境配慮型融資に係る交付決定件数	活動実績	件	51	147	153	-	-				
		当初見込み	件	30	50	154	160	84			
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標	単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込	30年度活動見込				
環境リスク調査融資に係る交付決定件数	活動実績	件	31	45	55	-	-				
		当初見込み	件	20	35	60	70	92			
単位当たりコスト	算出根拠	単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込					
＜環境配慮型融資＞ 利子補給金額 / CO2削減量	計算式	円/tCO2	8,776	2,388	2,711	3,950					
		(利子補給額)/(CO2削減量)	94,931,565/10,817	689,612,629/288,786	647,588,217/238,887	806,000,000/204,035					
単位当たりコスト	算出根拠	単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込					
＜環境リスク調査融資＞ 利子補給金額 / CO2削減量	計算式	円/tCO2	24,059	8,051	5,295	5,316					
		(利子補給額)/(CO2削減量)	246,267,282/10,236	438,982,770/54,527	743,833,195/140,467	1,210,000,000/227,628					

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策評価											
	政策	-										
	施策	1.地球温暖化対策の推進										
	測定指標	定量的指標					単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標年度 42 年度
		エネルギー起源二酸化炭素の排出量(CO2換算トン)	実績値	万トン	118,900	114,900	-	-	-	-	-	
			目標値	万トン	-	-	-	-	-	-	92,700	
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係											
	環境配慮型融資及び環境リスク調査融資を促進することにより、温暖化対策に資する設備投資を加速させ、二酸化炭素排出量を削減する。											
	改革項目 経済・財政再生 アクション・プログラムとの関係	分野:	-									
		(第一階層) KPI	KPI (第一階層)					単位	計画開始時 - 年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度
成果実績			-	-	-	-	-	-	-	-		
目標値			-	-	-	-	-	-	-	-		
達成度			%	-	-	-	-	-	-	-		
(第二階層) KPI		KPI (第二階層)					単位	計画開始時 - 年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
		成果実績	-	-	-	-	-	-	-	-		
		目標値	-	-	-	-	-	-	-	-		
		達成度	%	-	-	-	-	-	-	-		
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係												
-												

事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明															
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	金融機関は増加しているものの、取組が定着・自走するまでには一定の期間が必要であり、これを利子補給事業により支援することは、ニーズを的確に反映している。															
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	環境配慮型融資や環境リスク調査融資の裾野拡大に向け、これに取り組む金融機関の集団を一定規模にするためには、国が全国的な取組状況を把握し必要な事業改善を図ることが効率的・効果的であるため。															
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	環境金融の取組を普及させるとともに温暖化対策のための設備投資を促進するという観点から優先度が高く、国が実施すべき事業である。															
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	随意契約となった契約については、業務委託先の選定基準である、環境影響リスク評価に関する専門的な知見を有する各分野の環境アセスメント士が所属していること、交付対象融資先事業者の現地確認等が出来るよう全国規模の組織であること等の条件をすべて満たす組織が、一般社団法人日本環境アセスメント協会しかないため妥当である。															
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応募又は一者応募となったものはないか。</td> <td style="width: 50%;">無</td> </tr> <tr> <td>競争性のない随意契約となったものはないか。</td> <td>有</td> </tr> </table>	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応募又は一者応募となったものはないか。	無	競争性のない随意契約となったものはないか。	有													
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応募又は一者応募となったものはないか。	無																
	競争性のない随意契約となったものはないか。	有																
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	利子補給率は、①環境配慮型融資において(借入金利×2/3)%(1%を上限)、②環境リスク調査融資において年利1.5%を上度としており、適切な負担率と考える。															
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	利子補給事業期間における単位コストは高いが、利子補給による支援終了後も、耐用年数分(太陽光発電システムは17年間)はCO2削減効果が得られることにより、その分単位コストは下がるため、他の事業と比較しても概ね妥当な水準を保っている。															
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	執行団体における事務費は予算額の1.5%程度となっており、合理的である。															
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	交付する利子補給金は、地球温暖化対策のための設備投資への融資に係る利息に限定して充当されている。															
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	交付決定数は概ね見込み通りであるが、平成28年度採択案件の利子補給金額が見込みより少なかったためである。															
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-																
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	事務費の上限を設定し、その範囲内で効率的に執行できるように補助事業者に指導している。																
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	△	成果実績は成果目標に照らし、十分ではないが、本事業や指針の周知等することで、普及促進を図っている。															
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	1~1.5%を上限とする利子補給により、その何十倍もの温暖化対策投資を誘発することができるため、費用対効果に非常に優れている。															
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	交付決定数は概ね見込み通りである。															
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	本事業により整備された設備等については、CO2削減に向けて稼働している。															
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-																
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>所管府省名</th> <th>事業番号</th> <th>事業名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	所管府省名	事業番号	事業名														
	所管府省名	事業番号	事業名															
点検・改善結果	点検結果		<p>○環境配慮型融資促進利子補給事業 個別案件の申請・採択実績は平成27年度より増加し153件となったが、本事業の利用が一部の金融機関に留まっている。</p> <p>○環境リスク調査融資促進利子補給事業 個別案件の申請・採択実績は平成27年度より増加し55件となったが、本事業の利用が一部の金融機関に留まっている。</p>															
	改善の方向性		<p>○環境配慮型融資促進利子補給事業 平成26年度に外部有識者等からなる「環境格付融資に関する課題等検討会」を開催し、「環境格付融資の課題に対する提言(最終報告)」を公表した。本提言を受けて、地域金融機関における環境配慮型融資(環境格付融資)の裾野拡大のため、環境配慮型融資の一定の実績を有する金融機関と地域金融機関との連携によるシンジケートローンを利子補給の対象とし、知見の提供等を促進する等の改善を平成27年度に図ったところ。また、金融機関における取組の一助となるよう、「環境格付融資に取り組むためのナレッジ集」を作成・公表した。今後、本事業やナレッジ集の周知等により、本事業を利用する金融機関の拡大や本事業外での環境配慮型融資の取組促進に努め、環境配慮型融資の定着化を図っていく。</p> <p>○環境リスク調査融資促進利子補給事業 平成26年度に外部有識者等からの意見を踏まえ、「環境リスク調査融資に関する指針」を作成・公表し、環境リスク調査融資の基本的な枠組みや手続き等を明確化するとともに、当該指針に基づいて行われる融資を利子補給の対象とする等の改善を平成27年度に図ったところ。今後、本事業や指針の周知等により、本事業を利用する金融機関の拡大や本事業外での環境リスク調査融資の取組促進に努め、環境リスク調査融資の定着化を図っていく。</p>															

外部有識者の所見

外部有識者点検対象外

行政事業レビュー推進チームの所見

現
状
通
り

環境配慮型融資及び環境リスク調査融資を促進するため、事業の効率性を検討した上で事業を実施すること。また、定期的に補助金交付状況、事業費等の報告内容を確認し、適正な予算執行に努めること。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

現
状
通
り

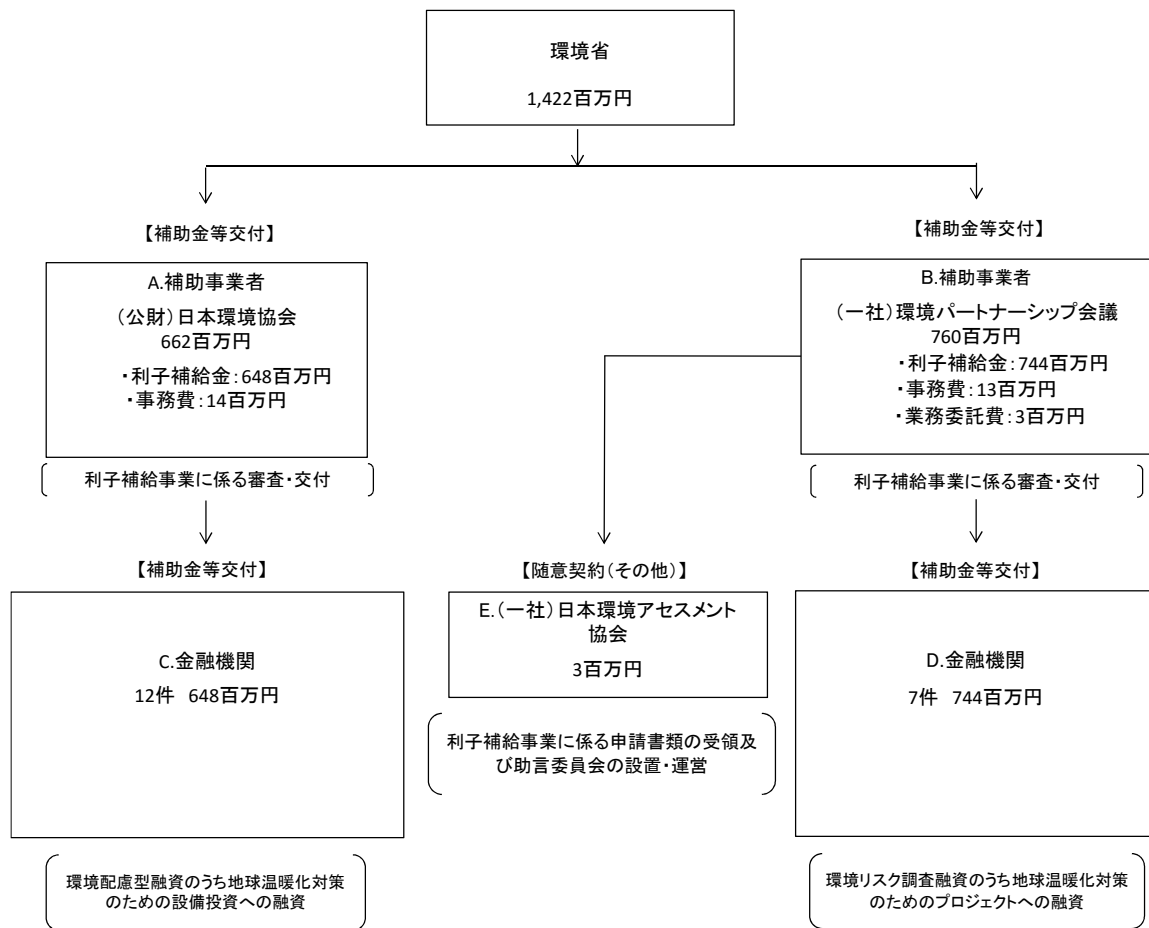
引き続き、定期的に補助金交付状況、事業費等の報告内容を確認し、適正な予算執行に努める。
なお、環境配慮型融資促進利子補給事業については、取組の自律化に向けた検討を実施。

備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	—	平成23年度	—	平成24年度	新25追加-015		
平成25年度	新25-006	平成26年度	15	平成27年度	0019		
平成28年度	0015						

※平成28年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何をを行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックごと
 に最大の金額が支
 出されている者
 について記載する。
 費目と使途の双方
 で実情が分かるよ
 うに記載)

A.(公財)日本環境協会			B.(一社)環境パートナーシップ会議		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
補助金	利子補給金	648	補助金	利子補給金	744
補助金	事務費	14	補助金	事務費	13
			補助金	業務委託費	3
計		662	計		760
C.(株)三菱東京UFJ銀行			D.(株)三菱東京UFJ銀行		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
補助金	利子補給金	361	補助金	利子補給金	490
計		361	計		490
E.(一社)日本環境アセスメント協会			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
補助金	業務原価	2			
補助金	一般管理費等	1			
計		3	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(公財)日本環境協会	5010005013660	利子補給事業に係る審査・交付	662	補助金等交付	-	--	

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(一社)環境パートナーシップ会議	7011005002230	環境リスク調査融資利子補給事業に係る申請書類の受領及び助言委員会の設置・運営	760	補助金等交付	-	--	

C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)三菱東京UFJ銀行	5010001008846	環境配慮型融資のうち地球温暖化対策のための設備投資への融資	361	補助金等交付	-	--	
2	(株)三井住友銀行	5010001008813	環境配慮型融資のうち地球温暖化対策のための設備投資への融資	152	補助金等交付	-	--	
3	(株)日本政策投資銀行	2010001120389	環境配慮型融資のうち地球温暖化対策のための設備投資への融資	61	補助金等交付	-	--	
4	(株)みずほ銀行	6010001008845	環境配慮型融資のうち地球温暖化対策のための設備投資への融資	22	補助金等交付	-	--	
5	(株)静岡銀行	5080001002669	環境配慮型融資のうち地球温暖化対策のための設備投資への融資	12	補助金等交付	-	--	
6	(株)八十二銀行	3100001002833	環境配慮型融資のうち地球温暖化対策のための設備投資への融資	10	補助金等交付	-	--	
7	(株)北陸銀行	1230001002946	環境配慮型融資のうち地球温暖化対策のための設備投資への融資	8	補助金等交付	-	--	
8	桑名信用金庫	9190005007666	環境配慮型融資のうち地球温暖化対策のための設備投資への融資	6	補助金等交付	-	--	
9	(株)滋賀銀行	6160001000993	環境配慮型融資のうち地球温暖化対策のための設備投資への融資	5	補助金等交付	-	--	
10	(株)佐賀銀行	9300001000183	環境配慮型融資のうち地球温暖化対策のための設備投資への融資	3	補助金等交付	-	--	

D

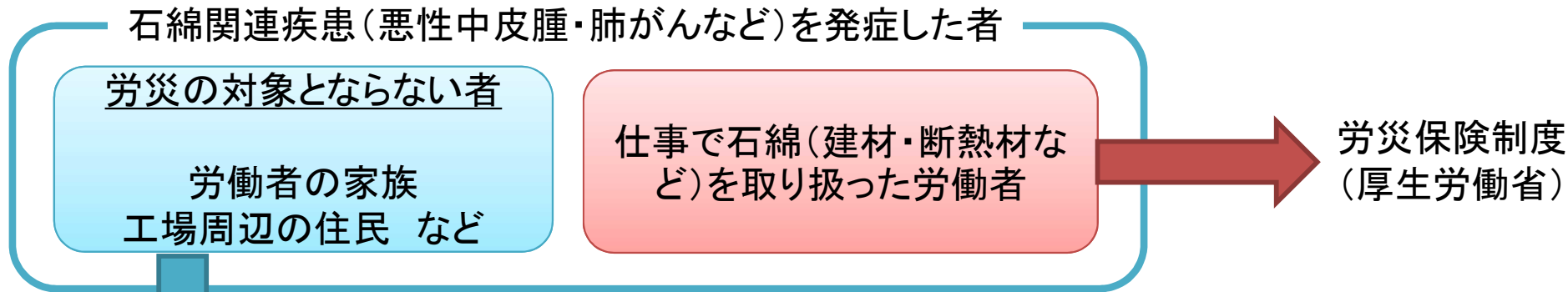
	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)三菱東京UFJ銀行	5010001008846	環境リスク調査融資のうち地球温暖化対策のためのプロジェクトへの融資	490	補助金等交付	-	--	
2	(株)三井住友銀行	5010001008813	環境リスク調査融資のうち地球温暖化対策のためのプロジェクトへの融資	153	補助金等交付	-	--	
3	(株)みずほ銀行	6010001008845	環境リスク調査融資のうち地球温暖化対策のためのプロジェクトへの融資	57	補助金等交付	-	--	
4	(株)三井住友信託銀行	2010001146005	環境リスク調査融資のうち地球温暖化対策のためのプロジェクトへの融資	15	補助金等交付	-	--	
5	(株)栃木銀行	5060001000014	環境リスク調査融資のうち地球温暖化対策のためのプロジェクトへの融資	11	補助金等交付	-	--	
6	(株)日本政策投資銀行	2010001120389	環境リスク調査融資のうち地球温暖化対策のためのプロジェクトへの融資	11	補助金等交付	-	--	
7	(株)りそな銀行	6120001076393	環境リスク調査融資のうち地球温暖化対策のためのプロジェクトへの融資	3	補助金等交付	-	--	

E

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(一社)日本環境アセスメント協会	2010005018753	環境リスク調査融資利子補給事業に係る申請書類の受領及び助言委員会の設置・運営	3	随意契約 (その他)	-	--	

石綿問題への緊急対応に必要な経費

平成30年度予算額
713百万円(706百万円)



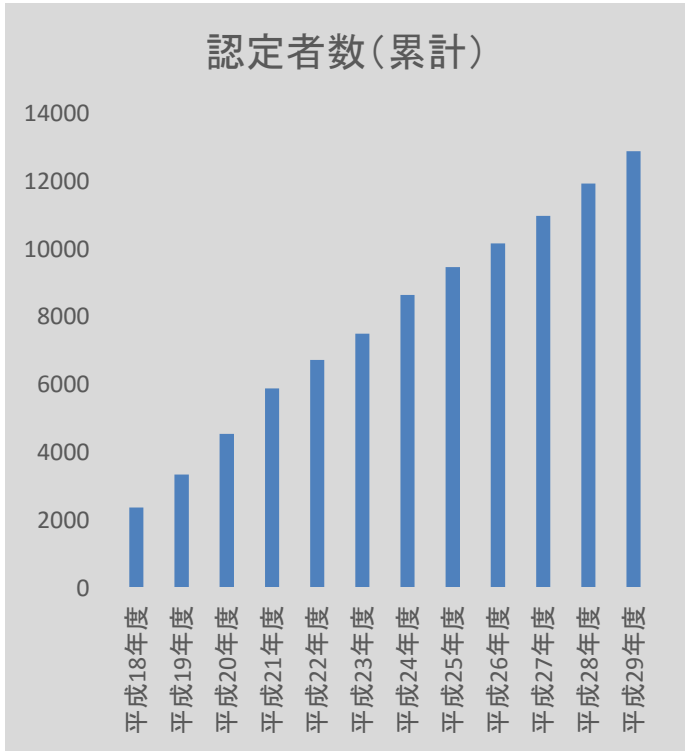
石綿による健康被害の救済に関する法律(石綿救済法)に基づく救済制度(環境省)



～適切かつ効率的な医学的判定のために実施～

**解析調査
(医学的知見の収集)**
判定基準の見直し、判定のための検査方法(FISH法など)の検討 等

**診断支援
(診断技術の均てん化)**
病理医等を対象とした講習会の開催 等



※石綿救済法附帯決議に基づき、石綿健康被害医療手帳の対象とならない家族や周辺住民等に対する健康管理等のあり方について、自治体の協力を得ながらモデル事業を実施

平成29年度行政事業レビューシート (環境省)

事業名	石綿問題への緊急対応に必要な経費			担当部局庁	環境保健部	作成責任者	
事業開始年度	平成18年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	石綿健康被害対策室	室長 岩崎 容子	
会計区分	一般会計						
根拠法令 (具体的な条項も記載)	石綿による健康被害の救済に関する法律第32条・第80条			関係する計画、通知等	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿による健康被害の救済に関する法律案に対する附帯決議(平成18年1月、衆議院環境委員会) ・石綿による健康被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成18年2月、参議院環境委員会) ・(二次答申)石綿健康被害救済制度の在り方について(平成23年6月、中央環境審議会) ・石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について(平成28年12月、中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会) 		
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	石綿健康被害救済事業を実施するために必要な交付金を交付するとともに、石綿健康被害救済制度等に関する各種調査を実施することにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号。以下「石綿救済法」という。)に基づき、患者の認定及び救済給付を実施する(独)環境再生保全機構への必要な交付金を交付するとともに、石綿健康被害救済制度に関する海外動向調査、健康管理に係る調査、被認定患者に関する医学的所見等の解析調査等を実施することにより、石綿による健康被害に関する知見を収集するもの。						
実施方法	直接実施、委託・請負、交付						
予算額・執行額 (単位:百万円)			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求
	予算の状況	当初予算	695	700	696	706	713
		補正予算	-	-	-	-	-
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-
		予備費等	-	-	-	-	-
	計		695	700	696	706	713
	執行額		665	603	589		
執行率(%)		96%	86%	85%			
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)		96%	86%	85%			
平成29・30年度予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目		29年度当初予算	30年度要求	主な増減理由		
	石綿健康被害救済事業交付金		411	399	「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」の調査地域数を増やしたことに伴う増。		
	環境保全調査等地方公共団体委託費		180	210			
	環境保全調査費		102	91			
	諸謝金		8	7			
	職員旅費		3	3			
	その他		2	3			
計		706	713				

成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	成果実績	単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 30 年度	目標最終年度 - 年度	
	患者数が減少に転じると予想される平成40年度まで、申請から、認定・不認定決定までの平均処理日数を120日以内とする。	石綿救済法に基づく認定業務の進捗状況(療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数)(※成果実績が目標値を超過する場合は、100%とする。)		日	116	106	98	-	-	
		日	120	120	120	120	-			
		%	100	100	100	-	-			
根拠として用いた統計・データ名(出典)	石綿健康被害救済制度運用に係る統計資料(出典:独立行政法人環境再生保全機構)									
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載								チェック		
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		活動実績	単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込	
	石綿ばく露の健康管理に係る試行調査受診者数			人	-	1,928	1,936	-	-	
			当初見込み	人	-	3,933	3,950	4,000	4,300	
単位当たり コスト	算出根拠		単位当たり コスト	単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込		
	実績額/石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査受診者数			円	-	42,799	44,568	45,071		
			計算式	千円/人	-	82,517/1,928人	86,284/1,936	180,285/4,000		
政策評価、 経済・ 財政再生 アクション・ プログラムとの 関係	政策	-								
	施策	7. 環境保健対策の推進								
	測定 指標	定量的指標		実績値	単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 40 年度	目標年度 - 年度
		石綿救済法に基づく認定業務の進捗状況(療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数)			日	116	106	98	-	-
				目標値	日	120	120	120	120	-
		定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					
	石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の進捗	健康管理の事業化を見据えた実務的な課題の抽出及び対応方策等に関する調査・検討を行う。	平成31年度	健康管理の事業化を見据えた実務的な課題の抽出及び対応方策等に関する調査・検討						
				施策の進捗状況(実績)						
				7府県における、1,936人に対して、保健指導や胸部CT検査等を行い、実務的な課題の抽出を行った。						
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
今後、療養者数が増加若しくは現水準で推移することが予想される中、療養者からの申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数の目標を120日(石綿健康被害救済制度発足時は173日)とするため、石綿関連疾患に係る医学的所見の解析調査等必要な調査業務を実施し、迅速な救済を図る。また、国会の附帯決議において、健康管理対策を図るよう努めることとされているため、石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査を通じて、石綿ばく露者に対する健康管理を効果的・効率的に実施するための対策等について調査・検討を行う。										
改革 項目	分野:	-								
(第一 KPI 層)	KPI (第一階層)		成果実績	単位	計画開始時 - 年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
				-	-	-	-	-		
				目標値	-	-	-	-	-	
(第二 KPI 層)	KPI (第二階層)		達成度	単位	計画開始時 - 年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
				%	-	-	-	-	-	
				目標値	-	-	-	-	-	
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係										
-										

事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明												
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、石綿救済法に基づき迅速な救済を図ることを目的としており、ニーズを的確に反映したものである。												
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	石綿救済法に基づき患者の認定及び救済給付を実施する(独)環境再生保全機構への必要な交付金を交付するとともに、知見の収集等を実施するものであり、国が法令上、実施することとされている。												
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	石綿救済法及び附帯決議に基づき、迅速な救済を図るため、医学的知見の収集、海外動向調査、健康管理事業等を実施。その実施に当たっては、専門家の意見を踏まえ行っている。												
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	事業の実施に当たっては、一般競争入札(総合評価方式を含む。)を原則とし、事業の性質上競争を許さない場合のみ随意契約とした。これらのうち、1者応札であった案件については、次回の入札案件において、公告期間の延長等を実施する。また、競争性のない随意契約については、石綿救済制度の認定者個人の情報を有していないと行えない業務や、地方公共団体で実施している業務であり、競争入札になじまないものである。												
	<table border="1" data-bbox="225 533 906 584"> <tr> <td data-bbox="225 533 906 584">一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、1者応札又は1者応募となったものはないか。</td> <td data-bbox="906 533 986 584">有</td> </tr> </table>	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、1者応札又は1者応募となったものはないか。	有	有											
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、1者応札又は1者応募となったものはないか。	有													
	<table border="1" data-bbox="225 584 906 658"> <tr> <td data-bbox="225 584 906 658">競争性のない随意契約となったものはないか。</td> <td data-bbox="906 584 986 658">有</td> </tr> </table>	競争性のない随意契約となったものはないか。	有	有											
	競争性のない随意契約となったものはないか。	有													
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-													
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査については、専門家の意見を踏まえた調査計画書を基に実施している。												
資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	委託業務実施要領等により合理的な支出となっている。													
費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	交付金については、(独)環境再生保全機構事業計画に基づき事業目的に沿った支出を行っており、委託・請負事業についても仕様書・委託業務実施要領に即し必要なものに限定し支出している。													
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-														
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-														
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	中央環境審議会石綿健康被害判定小委員会で使用する資料について、ペーパレス化を試行的に実施。													
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、迅速な救済を図る必要があるため、申請から認定・不認定決定までの平均処理日数を目標としており、成果目標に見合うものとなっている。												
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	総合評価入札を行うことにより、より効率かつ効果的に事業を実施しているほか、地方公共団体への委託を実施することにより、低コストで効果的に実施している。												
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	△	参加者については、参加自治体と調整の上決定しているが、参加者が見込みより少なかった。												
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	石綿による健康被害の迅速な救済を図るための調査等を行っており、石綿救済法の施行状況の検討や医学的判定基準の見直し等、成果物を十分に活用している。												
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-													
	<table border="1" data-bbox="172 1382 906 1447"> <tr> <td data-bbox="172 1382 284 1447">所管府省名</td> <td data-bbox="284 1382 475 1447">事業番号</td> <td data-bbox="475 1382 906 1447">事業名</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	所管府省名	事業番号	事業名											
	所管府省名	事業番号	事業名												
点検・改善結果	点検結果		石綿救済法に基づき患者の認定及び救済給付を実施するために必要な事務費を(独)環境再生保全機構に交付しているところであり、その事務については適切に実施されている。また、石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査については、平成27年度に引き続き効果的・効率的に健康管理を実施するための対応方策等について調査・検討を行った。さらに、医学的判定の対象となった中皮腫等の症例等について、その画像所見等の医学的情報を収集・整理した上で解析し、調査結果を医療機関等に反映するほか、中皮腫については病理的所見等の情報について整理・集計を行った上で、環境省HPIにて公表を行うなど、石綿による健康被害の迅速な救済を図るため、適切に事業を執行した。その他、平成28年度には、石綿健康被害救済法の改正法が施行後5年を迎えることを踏まえ、「石綿健康被害救済小委員会」において改正法の附則に基づき制度の施行状況等について評価・検討を行い、報告書が取りまとめられた。												
	改善の方向性		石綿救済法に基づき、患者の認定及び救済給付については、引き続き(独)環境再生保全機構において着実に実施する。石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査については、引き続き効果的・効率的に健康管理を実施するための対応方策等について調査・検討を行う。その他、昨年取りまとめられた報告書の方向性に沿って、現行制度の安定的かつ着実な運営を行いつつ、必要な調査・措置を適切に実施し、石綿による健康被害者の迅速な救済を行う。												

外部有識者の所見

外部有識者点検対象外

行政事業レビュー推進チームの所見

現
状
通
り

石綿救済法に基づく患者の認定及び救済給付等を着実に実施するとともに、補助金交付状況等を把握し、効果的・効率的な予算執行に努めること。また、より一層の予算執行効率化の観点から調達手法の改善（一者応札の抑制の取組等）を図ること。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

現
状
通
り

石綿救済法に基づく患者の認定及び救済給付等について、引き続き（独）環境再生保全機構において着実に実施するとともに、補助金交付状況等を把握し、効果的・効率的な予算執行に努めていく。また、公告期間の延長など入札日程の見直し等の対応により、一者応札を抑制するための取組に努める。

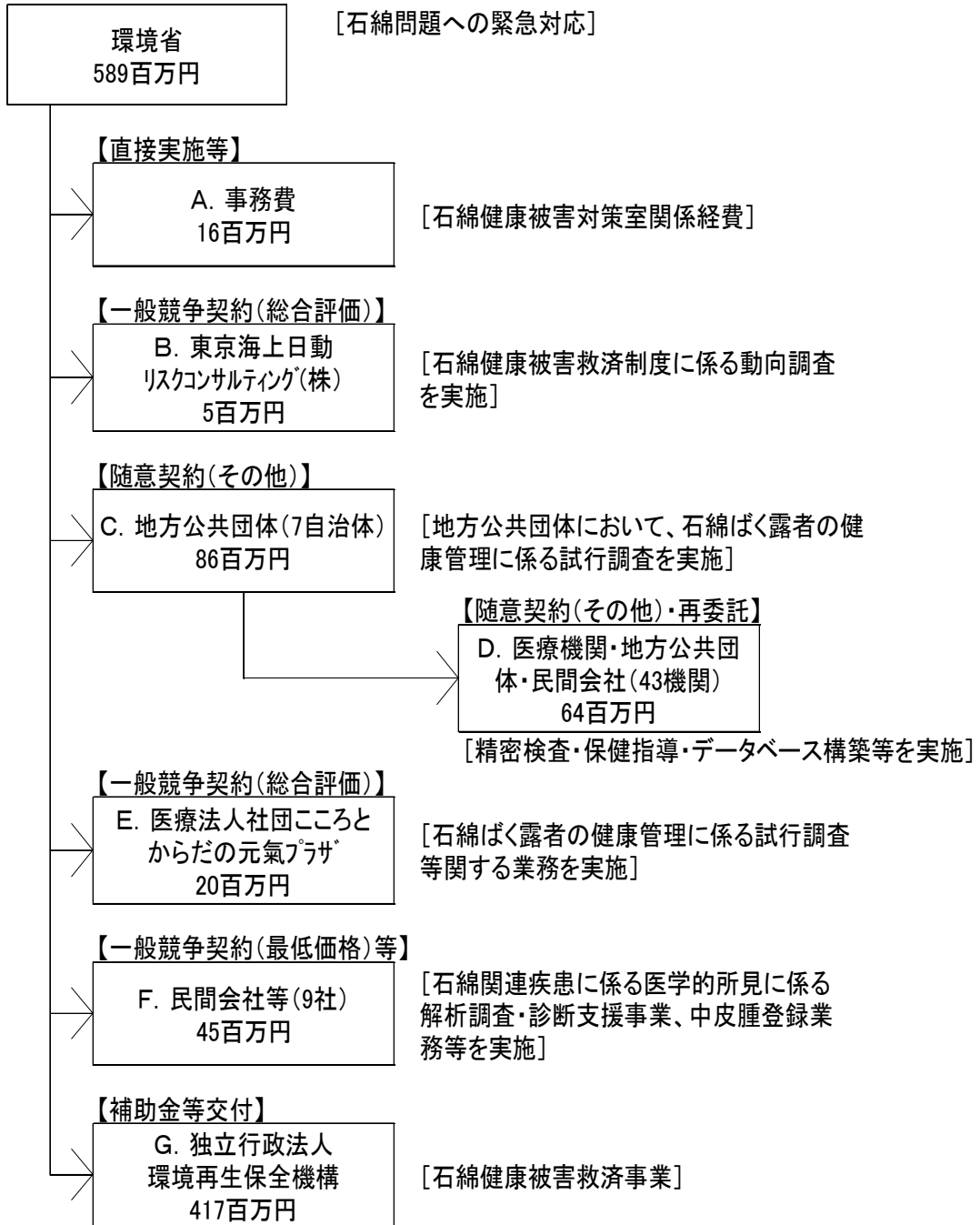
備考

—

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	223	平成23年度	223	平成24年度	232		
平成25年度	278	平成26年度	276	平成27年度	266		
平成28年度	250						

※平成28年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

A.事務費			B.東京海上日動リスクコンサルティング株式会社		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
諸謝金	検討会出席謝金等	6	人件費	調査・検討等	3
人件費	派遣業務	6	その他	諸謝金、旅費、印刷製本費等	2
備品購入費	パソコン等	2			
旅費	検討会出席・職員旅費	1			
その他	封筒、通信運搬費等	1			
計		16	計		5
C.兵庫県			D.尼崎市		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
委託費	委託費(尼崎市、西宮市、芦屋市、加古川市)	34	委託費	検査料(兵庫県立尼崎総合医療センター、関西労災病院、兵庫医科大学病院)	9
			報償費	嘱託員人件費	8
			需用費	消耗品費、印刷費等	2
			報償費	委員会出席謝金	2
			共済費	共済費	2
			賃金	臨時職員人件費	2
			その他	システム機器リース料、旅費等	2
計		34	計		27
E.医療法人社団こころとからだの元気プラザ			F.独立行政法人労働者健康安全機構		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
人件費	調査・検討等	11	その他	消耗品等	5
業務費	検査料、諸謝金、旅費等	6	人件費	調査・検討等	4
その他	一般管理費等	3	諸謝金	検討会出席謝金等	1
			旅費	検討会出席旅費等	1
			印刷製本費	報告書作成費等	1
計		20	計		12
G.独立行政法人環境再生保全機構			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
交付金	救済業務費、一般管理費	417			
計		417	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載 チェック

支出先上位10者リスト

A.事務費 16百万円

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	委員(延べ329人)	-	諸謝金	6	その他	-	-	
2	(株)グレイス	7010001015304	派遣職員	3	一般競争契約 (最低価格)	2	82.3%	-
3	(株)JPキャリアコンサルティング	5010001141993	派遣職員	3	一般競争契約 (最低価格)	2	53.9%	-
4	職員(延べ37人) 委員(延べ4人)	-	旅費	1	その他	-	-	
5	文祥堂商事株式会社	4010001104613	タブレット他	1	随意契約 (少額)	-	-	
6	(株)オカモトヤ	1010401006180	パソコン他	1	随意契約 (少額)	-	-	
7	その他	-	封筒、通信運搬費等	1	随意契約 (少額)	-	-	

B.事東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 5百万円

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	7010001079695	石綿健康被害救済制度に関する海外動向等調査業務	5	一般競争契約 (総合評価)	1	85.2%	-

C.地方公共団体(7自治体) 86百万円

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	兵庫県	8000020280003	石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査	34	随意契約 (その他)	-	-	
2	奈良県	1000020290009	石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査	20	随意契約 (その他)	-	-	
3	大阪府	4000020270008	石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査	14	随意契約 (その他)	-	-	
4	北九州市	8000020401005	石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査	8	随意契約 (その他)	-	-	
5	横浜市	3000020141003	石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査	4	随意契約 (その他)	-	-	
6	羽島市	4000020212091	石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査	3	随意契約 (その他)	-	-	
7	鳥栖市	3000020412031	石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査	3	随意契約 (その他)	-	-	

D.医療機関・地方公共団体・民間団体(43機関) 64百万円

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	尼崎市	1000020282022	石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査に関する検査等	27	随意契約(その他)	-	-	
2	公益財団法人大阪府保健医療財団	5120005010036	石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査に関する検査等	10	随意契約(その他)	-	-	
3	独立行政法人国立病院機構奈良医療センター	1013205001281	石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査に関する検査等	4	随意契約(その他)	-	-	
4	西宮市	8000020282049	石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査に関する検査等	4	随意契約(その他)	-	-	
5	加古川市	3000020282103	石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査に関する検査等	3	随意契約(その他)	-	-	
6	大阪市	6000020271004	石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査に関する検査等	2	随意契約(その他)	-	-	
7	地方独立行政法人奈良県立病院機構奈良県西和医療センター	9150005008437	石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査に関する検査等	2	随意契約(その他)	-	-	
8	羽島市民病院	4000020212091	石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査に関する検査等	2	随意契約(その他)	-	-	
9	地方独立行政法人奈良県立病院機構奈良県総合医療センター	9150005008437	石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査に関する検査等	2	随意契約(その他)	-	-	
10	社会福祉法人恩賜財団済生会中和病院	3010405001696	石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査に関する検査等	2	随意契約(その他)	-	-	

E.医療法人社団こころからの元気プラザ 20百万円

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	医療法人社団こころからの元気プラザ	9010005006413	石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査等に関する検討調査業務	20	一般競争契約(総合評価)	1	97.4%	-

F.民間企業等(9社) 45百万円

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	独立行政法人労働者健康安全機構	7020005008492	肺内石綿繊維計測制度管理等業務	12	一般競争契約(最低価格)	1	75.3%	-
2	独立行政法人労働者健康安全機構	7020005008492	石綿関連疾患に係る医学的所見の解析調査業務(石綿肺等の鑑別診断の在り方に関する調査編)	6	一般競争契約(総合評価)	1	93%	-
3	学校法人東京女子医科大学	5011105000937	石綿関連疾患に係る医学的所見の解析調査業務(FISH法等を用いた中皮腫診断法の開発に関する調査編)	5	一般競争契約(総合評価)	1	84.3%	-
4	独立行政法人労働者健康安全機構	7020005008492	石綿関連疾患に係る医学的所見の解析調査業務(日本人の石綿小体の分布に関する調査編)	5	一般競争契約(総合評価)	1	77.7%	-
5	株式会社ヒップ	7011001055661	石綿健康被害救済制度に係る医療従事者育成業務	5	一般競争契約(最低価格)	2	51.9%	-
6	国立大学法人広島大学	1240005004054	石綿関連疾患に係る医学的所見の解析調査業務(石綿関連肺がんの病理学的鑑別法に関する調査編)	5	一般競争契約(総合評価)	1	76.9%	-
7	独立行政法人環境再生保全機構	8020005008491	中皮腫登録事業	3	随意契約(その他)	-	97.5%	-
8	独立行政法人環境再生保全機構	8020005008491	石綿肺の診断等に関する支援業務	2	随意契約(その他)	-	95.3%	-
9	ケイ・アンド・アイ有限公司	1010002032873	石綿ばく露者の健康管理に関する文献調査業務	2	一般競争契約(最低価格)	3	87.2%	-

G.独立行政法人環境再生保全機構 417百万円

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	独立行政法人環境再生保全機構	8020005008491	石綿健康被害救済事業交付金	417	補助金等交付	-	-	

排出・吸収量世界標準算定方式確立事業拠出金 (インベントリタスクフォース (TFI) / 技術支援ユニット (TSU) 拠出金) 事業内容

【経緯】

1998年 気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）での京都議定書の採択を受け、**IPCC総会第14回会合が、従来のインベントリプログラムを拡充するためタスクフォースを新設することを決定**

1999年 日本のIGESにTFIの技術支援ユニット（TSU）が設置され、TFIが本格始動。

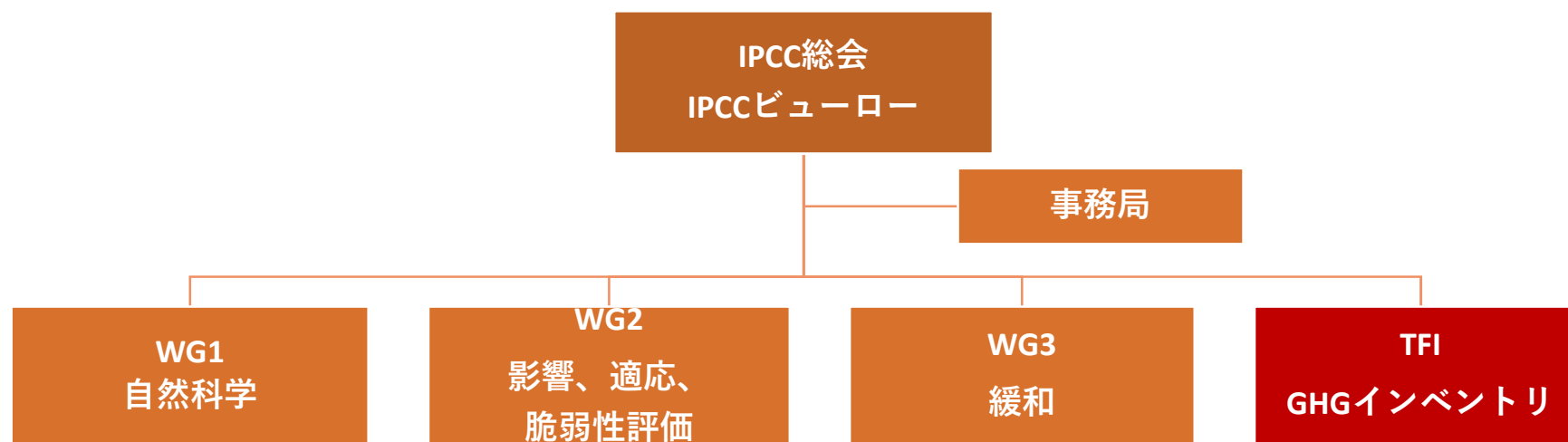
以来現在に至るまで、**日本よりTFI共同議長を継続的に輩出。**

【活動内容】

➤国からの温室効果ガス排出量・吸収量を計算及び報告するための国際的に合意された方法論を開発・改善すること（算定に必要な各種係数の収集・データベース化も行っている）。

➤IPCC参加国やUNFCCC締約国によるその方法論の活用を促進すること。

✓TFIは、科学的根拠に基づき、特に発展途上国では情報・データが不足しがちなことに配慮しつつ、すべての国が使用できる温室効果ガスインベントリ作成方法の開発と評価を行うことを任務としている。





気候変動に関する政府間パネル(IPCC)拠出金

平成30年度予算額
27百万円(18百万円)

背景・目的

- ▶ 「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」は、地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行うことを目的として、1988年（昭和63年）に、世界気象機関（WMO）及び国連環境計画（UNEP）により設立された政府間組織。
 - ▶ その役割は、世界の政策決定者に対し、最も信頼できる科学的知見を提供し、気候変動枠組条約の活動を支援すること。
- ※IPCCは、政策的に中立であり特定の政策の提案を行わない、という科学的中立性を重視。

事業スキーム

- ▶ IPCC信託基金への拠出

事業概要等

- ▶ パリ協定の実施に対して重大な関心を有する我が国として、気候変動枠組条約等に科学的知見を提供するIPCCの活動に貢献すべく、拠出金による支援を行う。
 - ▶ 我が国は、IPCCに対して平成9年より毎年18万スイスフラン程度を拠出している。これにより、第3次評価報告書（平成13年公表）、「オゾン層保護と気候システムに関する特別報告書」（平成17年公表）、「二酸化炭素回収・隔離に関する特別報告書」（平成17年公表）、第4次評価報告書（平成19年公表）、「気候変動と水に関する技術報告書」（平成20年公表）、「再生可能エネルギー源と気候変動緩和に関する特別報告書」（平成23年公表）、「気候変動適応促進のための極端現象と災害の危機管理に関する特別報告書」（平成23年公表）、第5次評価報告書（平成25～26年公表）等の作成に貢献している。
- ※ IPCCは現在第6次評価サイクル（2015～2022年）。

事業目的・概要等

拠出の目的

- IPCCが作成する次期評価報告書及び特別報告書等の各種報告書の作成への貢献
- 具体的には、各種報告書の作成には世界中の第一線の科学者が関与し、執筆段階で執筆者会合やワークショップを開催するほか、専門家及び各国政府によるレビューを実施

拠出金の必要性

- パリ協定の実施に対して重大な関心を有する我が国として、気候変動枠組条約に科学情報を提供するIPCCの活動に貢献する必要
- IPCCは現在（平成28年実績）438万スイスフランの拠出金等で運営されている。平成28年の拠出実績では、米国・独・伊・白に次いで我が国は第5位となっている。
- 平成34年にかけて各種報告書の執筆・承認が行われる予定であり、日本のプレゼンス拡大のために相応額の拠出が必要

拠出額の推移

イメージ

IPCC拠出金総額と日本からの拠出金



平成29年度行政事業レビューシート (環境省)									
事業名	排出・吸収量世界標準算定方式確立事業拠出金等			担当部局庁	地球環境局			作成責任者	
事業開始年度	平成9年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	総務課研究調査室			室長 木村 正伸	
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な条項も記載)	-			関係する計画、通知等	京都議定書目標達成計画(平成17年4月28日閣議決定)				
主要政策・施策	地球温暖化対策			主要経費	その他の事項経費				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	・温暖化対策に係る各種施策の基盤となる科学的知見の拡充のため、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の活動を支援する。 ・インベントリタスクフォース(TFI)の共同議長を輩出した我が国の責務として、IPCCインベントリタスクフォース(TFI)の活動を支援する。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	■気候変動に関する政府間パネル(IPCC)拠出金 (平成9年度～) ・IPCCの科学的知見が国際的枠組みの構築の基盤となっていることを踏まえ、IPCCの活動や各種報告書作成に貢献するべく、IPCCに対し拠出金により支援する。 ■排出・吸収量世界標準算定方式確立事業拠出金 (平成11年度～) ・我が国はIPCC第14回総会(平成11年)において、国別の温室効果ガスの吸収・排出量目録(インベントリ)に関する方法論の改訂、確立に向けた作業を実施するための組織であるインベントリタスクフォース(TFI)が設立されて以来、その共同議長を輩出し、技術支援ユニット(TSU)の運営を引き受けてきた。平成27年10月、第6次評価サイクル(2015年～2022年)のIPCC議長団メンバーを決める選挙が実施され、共同議長に日本人が選出されたことから、引き続き、TFI共同議長国(先進国側)として、TFIやTFI TSUの活動を拠出金により支援する。								
実施方法	その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
		計	172	174	159	168	177		
	執行額	172	174	159					
	執行率(%)	100%	100%	100%					
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	100%	100%	100%					
	平成29・30年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	29年度当初予算	30年度要求	主な増減理由				
経済協力開発機構等拠出金		168	177	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)拠出金について、IPCCの財政状況、第6次評価サイクルにおいて見込まれる作業の増加等を踏まえ、必要額を精査し増額。					
計		168	177						
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 30年度	目標最終年度 34年度
	IPCCが公表する報告書(評価報告書(AR)、特別報告書(SR)、技術報告書(TR)など)への執筆、査読編集のプロセスに我が国の研究成果や知見が適切にインプットされるよう執筆者等を支援する。	IPCCが公表する報告書の発表数 ※平成25～26年に、第5次評価報告書を公表。5～7年ごとにARをとりまとめ、第6次は平成32～34年に公表予定。	成果実績	件	2	0	0	-	-
			目標値	件	2	0	0	1	8
			達成度	%	100	-	-	-	-
根拠として用いた統計・データ名(出典)	気候変動の影響への適応計画(平成27年11月27日 閣議決定)								

		定量的な成果目標	成果指標	分類	単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
		横断的な施策に係る成果目標及び成果実績(アウトカム)	目標・指標	本事業は、地球温暖化対策関係予算において【D. 基盤的施策など】に分類されており、直接的に温室効果ガス排出削減等を持たないものであるため、地球温暖化対策に係る横断的指標は設定できない。		-	成果実績	円/t-CO2	-	-	-
目標値	円/t-CO2				-		-	-	-	-	
達成度	%				-		-	-	-	-	
地球温暖化対策関係	算出方法	-	-	直接効果	円/t-CO2	-	-	-	-	-	
				目標値	円/t-CO2	-	-	-	-	-	
				達成度	%	-	-	-	-	-	
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載									チェック		
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標				単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込	30年度活動見込	
	IPCC報告書の執筆者会合など、IPCC関連会合への日本人執筆者の参加支援数				活動実績	人	38	12	13	-	-
					当初見込み	人	38	12	10	26	31
単位当たりコスト	算出根拠				単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込		
	執行額/日本人執筆者の参加支援数 ※IPCC事務局活動経費も含まれ、執行額が単純に切り分けられないことから、日本人執筆者の参加支援数を母数とする。				単位当たりコスト	百万円	4.5	14.5	12.2	6.5	
					計算式	/	172/38	174/12	159/13	168/26	
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	-									
	施策	1. 地球温暖化対策の推進 2. 地球環境の保全									
	測定指標	定量的指標				単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度
						実績値	-	-	-	-	-
						目標値	-	-	-	-	-
		定性的指標		目標		目標年度	施策の進捗状況(目標)				
	IPCCへの貢献		第6次評価報告書の作成		-	施策の進捗状況(実績)					
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係										
	・我が国からのIPCCやインベントリタスクフォースへの拠出により、それらがとりまとめた最新の科学的知見がUNFCCCにおける国際交渉で活用された。 ・IPCCは世界195カ国が参加する政府間組織であり、IPCCへの拠出は我が国の地球温暖化に関する国際協力のひとつとして非常に重要。										
	改革項目	分野:	-								
アクション・プログラム(第一階層)	KPI(第一階層)				単位	計画開始時 - 年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
					成果実績	-	-	-	-	-	
					目標値	-	-	-	-	-	
					達成度	%	-	-	-	-	-
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係											
-											

事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	IPCCの科学的知見やインベントリ(温室効果ガスの排出目録)は温暖化対策に係る各種施策や国際交渉の基盤となるものであり、社会的ニーズは高い。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	IPCCの科学的知見やインベントリ(温室効果ガスの排出目録)は温暖化対策に係る各種施策や国際交渉の基盤となるものであり、国が実施すべき事業である。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	IPCCの科学的知見やインベントリ(温室効果ガスの排出目録)は温暖化対策に係る各種施策や国際交渉の基盤となるものであり、優先度の高い事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	我が国が拠出金を負担することによって、報告書作成プロセスに積極的に関与し、日本の研究成果や知見がIPCC報告書に適切なインプットが可能となり、受益と負担の関係は妥当である。 なお、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)拠出金では、当該機関の日本人職員は0であるが、我が国の拠出率(約4%)から鑑みると妥当である。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	我が国が拠出金を負担することによって、報告書作成プロセスに積極的に関与し、日本の研究成果や知見がIPCC報告書に適切なインプットが可能となる。IPCCの科学的知見やインベントリ(温室効果ガスの排出目録)は温暖化対策に係る各種施策や国際交渉の基盤となるものであることから、コスト等の水準は妥当である。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	本拠出金は、IPCCの報告書作成に必要な経費、及びIPCCインベントリタスクフォースのテクニカルサポートユニットの運営等を支援するものであるから、その使途は真に必要なものに限定されている。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	本拠出金は、IPCCの報告書作成に必要な経費、及び地球環境戦略研究機関(IGES)内のIPCCインベントリタスクフォースのテクニカルサポートユニットの運営等を支援するものであり、第三者による監査を行うなど、資金の効率化を行っている。
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	インベントリガイドラインの作成を通じ、より精緻な吸排出量の報告に向けた体制構築に貢献している。また、本活動を通じ、我が国の気候変動問題解決に向けた積極的な姿勢を国際社会に示している。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	第三者による監査等も行い、資金に関して効率的に実施できるよう努めている。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	インベントリガイドラインの作成を通じ、より精緻な吸排出量の報告に向けた体制構築に貢献している。また、本活動を通じ、我が国の気候変動問題解決に向けた積極的な姿勢を国際社会に示している。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	インベントリガイドラインの作成を通じ、より精緻な吸排出量の報告に向けた体制構築に貢献している。また、本活動を通じ、我が国の気候変動問題解決に向けた積極的な姿勢を国際社会に示している。
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	
	所管府省名	事業番号	事業名

点検・改善結果	点検結果	各国の気候変動政策やUNFCCCをはじめとする国際交渉の場に対するIPCCの重要性は増している。我が国の拠出金及びインベントリタスクフォース支援は、他国の支援とあいまって、IPCC WG I～WGIIIの活動(2013年～2014年にかけての第5次評価報告書作成)及びインベントリタスクフォースの活動(2013 Wetlands Supplement、2013 KP Supplementの作成等)に貢献している。IPCCの国際的重要性が高まる中、我が国からも積極的に関与すべく、拠出金によるIPCC活動に対し支援を充実させていく必要がある。
	改善の方向性	引き続き拠出先における業務内容の精査など、拠出金が適切に用いられていることを確認するとともに、必要最低限の拠出となるよう検討を進める。

外部有識者の所見

外部有識者点検対象外

行政事業レビュー推進チームの所見

現 り 状 通	拠出金の使い道を把握・検証するとともに、引き続き必要最低限の拠出となるよう検討を進めること。
------------------	--

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

現 り 状 通	拠出金の効果を適切に把握するための指標を引き続き検討し、適切に事業を執行する。
------------------	---

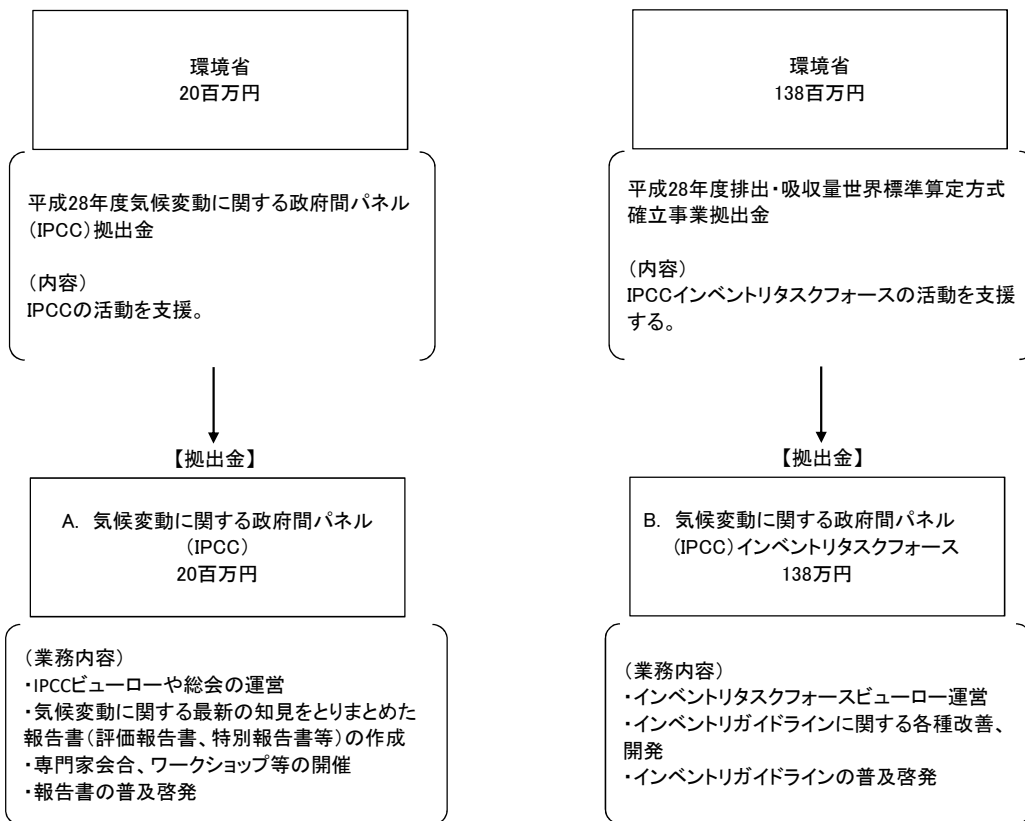
備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	017	平成23年度	014	平成24年度	014		
平成25年度	068	平成26年度	073	平成27年度	083		
平成28年度	081						

※平成28年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



費目・使途 (「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と使途 の双方で実情が 分かるように記 載)	A.気候変動に関する政府間パネル(IPCC)			B.気候変動に関する政府間パネル(IPCC) インベントリータスクフォース		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	拠出金	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)拠出金	20	拠出金	排出・吸収量世界標準算定方式確立事業 拠出金	138
	計		20	計		138

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載

チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)	-	・気候変動に関する報告書、特別報告書の作成 ・会合、ワークショップ等の開催	20	その他	-	-	

B.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)インベントリータスクフォース	-	・インベントリータスクフォースビューロー運営 ・インベントリーに関する各種改善、開発	138	その他	-	-	

成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	26年度	27年度	28年度	中間目標		目標最終年度	
							30年度	34年度		
当該機関への適切な規模の日本人職員の配置	当該機関の職員数(専門職以上)に占める日本人職員数(気候変動に関する政府間パネル(IPCC)拠出金)	成果実績	人	0	0	0	-	-		
		目標値	人	0	0	0	0	0		
		達成度	%	-	-	-	-	-		
根拠として用いた統計・データ名(出典)	日本再興戦略(国連関係機関の日本人職員数の目標(3.1%)に基づき、計13名の職員に対し、0名を目標とした。)									
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	26年度	27年度	28年度	中間目標		目標最終年度	
							30年度	34年度		
当該機関への適切な規模の日本人職員の配置	当該機関の幹部職員数(D1クラス以上)に占める日本人幹部職員数(気候変動に関する政府間パネル(IPCC)拠出金)	成果実績	人	0	0	0	-	-		
		目標値	人	0	0	0	0	0		
		達成度	%	-	-	-	-	-		
根拠として用いた統計・データ名(出典)	日本再興戦略(国連関係機関の日本人職員数の目標(3.1%)に基づき、計3名の幹部職員に対し、0名を目標とした。)									
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	26年度	27年度	28年度	中間目標		目標最終年度	
							30年度	36年度		
当該機関への適切な規模の日本人職員の配置	当該機関の職員数(専門職以上)に占める日本人職員数(排出・吸収量世界標準算定方式確立事業拠出金)	成果実績	人	6	6	6	-	-		
		目標値	人	6	6	6	6	6		
		達成度	%	100	100	100	-	-		
根拠として用いた統計・データ名(出典)	IPCCインベントリータスクフォース(TFI)ホームページ									
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	26年度	27年度	28年度	中間目標		目標最終年度	
							30年度	34年度		
当該機関への適切な規模の日本人職員の配置	当該機関の幹部職員数(D1クラス以上)に占める日本人幹部職員数(排出・吸収量世界標準算定方式確立事業拠出金)	成果実績	人	1	1	1	-	-		
		目標値	人	1	1	1	1	1		
		達成度	%	100	100	100	-	-		
根拠として用いた統計・データ名(出典)	IPCCインベントリータスクフォース(TFI)ホームページ									



国際的水環境改善活動推進等経費

のうちアジア水環境パートナーシップ事業(第Ⅲ期)

平成30年度予算額
82百万円(82百万円)

背景・目的

アジア水環境パートナーシップ事業(WEPA)は、第3回世界水フォーラム(H15)で環境省が提唱した取組。

東アジア地域13カ国の行政官の参加のもと、当該地域の水環境ガバナンス強化を目指す。第Ⅲ期(H26～)では第Ⅰ期、第Ⅱ期の活動を引き継ぎつつ、各国のより具体的な課題の解決に向けた経験共有のための活動(アクションプログラム)支援を実施中。

事業概要

1. 各国の課題に応じたアクションプログラム(以下、AP)を作成し、自ら実施していくことを支援。
 - 第Ⅱ期までの知見を活用し、各国で自らAPが作成できるよう作成支援
 - AP作成作業を通じ、各国ステークホルダーの課題発見・解決能力の構築を図る
 - 作成したAPに基づき各種支援プログラムを実施
分散型生活排水処理改善(カンボジア)
2. 年次会合、ワークショップ、データベース等を通じた参加国間の知見の共有・意見交換
3. ネットワーク強化に向けた国際機関等との連携
4. 国際水協会(IWA)世界会議・展示会における情報発信
5. これまでの成果をとりまとめ、第Ⅳ期の活動方針を決定 等

事業目的・概要等

期待される効果

SDGs(持続可能な開発目標)達成に向けた各国の排水管理・水環境改善に貢献するとともに、我が国企業が国際展開するにあたって支障となる制度面での問題点を解消し、インフラビジネスの海外展開に大きく貢献することが期待される。



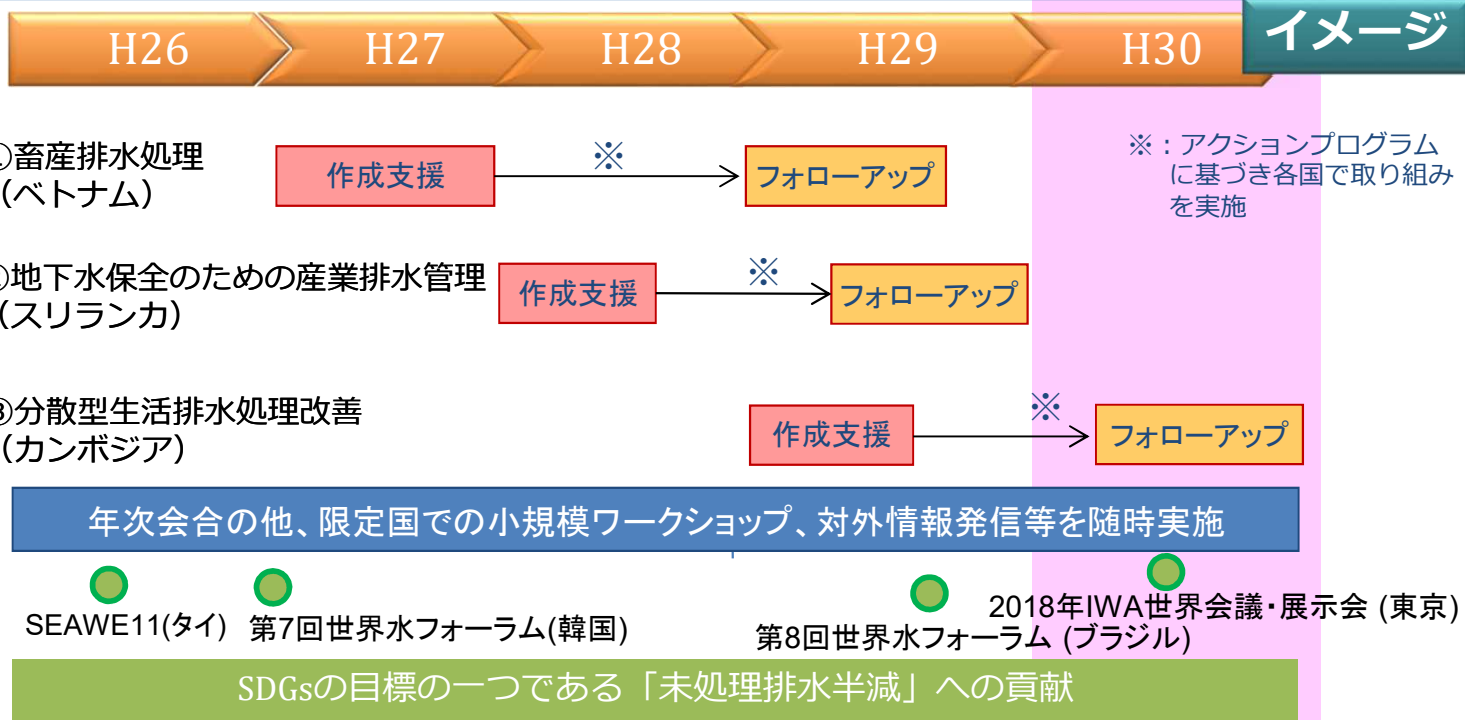
パートナー国(13カ国)

カンボジア、中国、インドネシア、韓国、ラオス、ミャンマー、タイ、マレーシア、フィリピン、ベトナム、ネパール、スリランカ、日本

アクションプログラム支援

情報共有・連携

国際的な議論





国際的水環境改善活動推進等経費

のうち中国における水質汚染対策協力推進費

平成30年度予算額
20百万円(50百万円)

背景・目的

中国における水質問題は深刻化しており、今後も継続的な取組が必要。
特に畜産系排水が残された大きな課題であり、平成27年3月23日には、畜産汚染物質排出総量削減分野に係る政策及び技術の交流を強化し、共同研究の実施等を通じて汚染物質排出量の削減及び水環境の改善に貢献することとし、意向書を取り交わし、事業を進めることとしている。

事業概要

I期「農村地域等における分散型排水処理モデル事業協力（H20-22）」、II期「農村地域等におけるアンモニア窒素総量削減事業（H23-26）」にて実施したモデル事業を通して、中国国内における理解の促進や国内企業の中国展開につながるなど一定の成果を挙げてきているところである。
平成27年度より実施しているIII期「農村地域等における畜産排水処理技術協力」では、汚水処理技術や処理過程で発生したバイオマスの資源化技術など日本企業の展開も想定した技術提案を行うことで、日本企業のビジネス展開を支援してきた。

事業目的・概要等

平成30年度は「農村地域等における畜産排水処理技術協力」において技術支援を行ったモデル事業のフォローアップを行い、中国への技術的支援のほか、施設運用状況や普及状況等について調査し、更なる国内企業進出の機会を図る。

期待される効果

- ①畜産排水処理の進展による水質汚濁、富栄養化の改善
- ②日本企業が持つ技術の普及・展開とビジネスチャンスの増大
- ③水環境改善による、現地日本人の生活環境改善、ひいては日系企業の進出促進
- ④本事業の経験を活かした、アジア諸国での協力事業の効果的な展開

イメージ

H20 > H21 > H22 > H23 > H24 > H25 > H26 > H27 > H28 > H29 > H30

農村地域等における分散型排水処理モデル事業協力

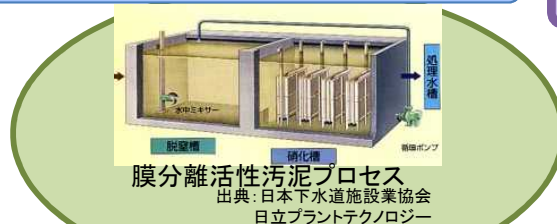
- 中国6地域においてモデル事業による排水処理技術の実証事業を実施

窒素・りんの水質総量削減に係る日中共同研究

- 日中共同研究実施（経験、制度を伝達）
- 山東省威海市で水質総量削減計画の策定

農村地域等におけるアンモニア性窒素等総量削減協力

- 中国3地域においてアンモニア性窒素を除去する排水処理技術の実証事業を実施



日本の標準的技術基準を適用

農村地域等における畜産排水処理技術協力

- 中国2地域においてモデル事業として畜産排水処理施設の技術支援を実施

畜産排水由来のCOD排出総量は工業系の約3倍。
中国13次5ヶ年計画の汚染物質削減目標達成に向けた対応が求められている。



フォローアップ

中国国内の計画策定状況

第11次5ヶ年計画（H18-H22）

- COD排出総量10%削減（拘束性目標）
※人口の7割が集中する農村部は対象外

第12次5ヶ年計画（H23-H27）

- 農村部における分散型排水処理施設の建設推進
- アンモニア性窒素総量削減（10%）

第13次計画（H28-32予定）

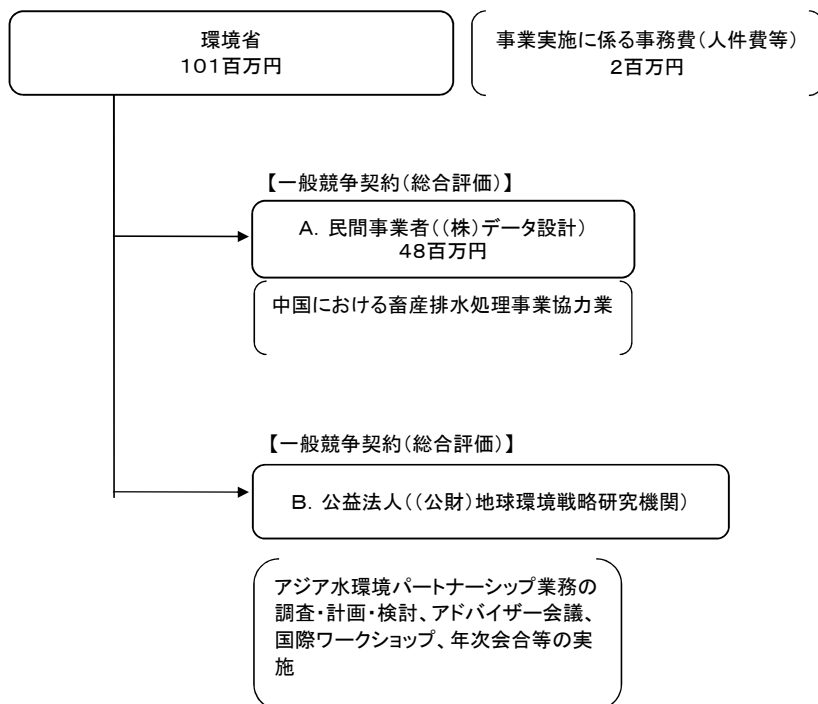
平成29年度行政事業レビューシート (環境省)

事業名	国際的水環境改善活動推進等経費			担当部局庁	水・大気環境局			作成責任者				
事業開始年度	平成22年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	水環境課			水環境課長 渡辺 康正				
会計区分	一般会計											
根拠法令 (具体的な条項も記載)				関係する計画、通知等	・水循環基本計画(平成27年7月閣議決定) ・持続可能な開発目標(SDGs)(国連、平成27年9月) ・「日中による環境保護協力の強化に関する共同声明」(中国首相と日本国総理大臣、平成19年4月) ・「農村地域等における分散型排水処理モデル事業協力実施に関する覚書」(中国環境保護部長(環境大臣)と日本国環境大臣、平成20年5月)							
主要政策・施策	科学技術・イノベーション、知的財産、ODA			主要経費	その他の事項経費							
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	2015年に国連で採択された持続可能な開発目標(SDGs)では、「2030年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物質や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加により、水質を改善する。」との世界的な目標が示されるとともに、目標の達成に向け「2030年までに、開発途上国における水と衛生分野での活動や計画を対象とした国際協力を拡大する。」旨が示されている。上記をふまえ、水環境対策の最先進国である我が国が、経験と技術を多くの地域に最大限伝えることにより、国際的な水環境問題を中心にその改善の取組を推進することを目的とする。											
事業概要 (5行程度以内。別添可)	アジア水環境パートナーシップ事業(WEPA)として、特に水環境の悪化が顕著なアジア・モンスーン地域において、水環境管理に携わる13ヶ国の行政関係者間の協力体制の構築、各国の政策課題分析や政策担当者の能力向上への支援等を行う。中国においては水質汚染対策協力推進として、中国政府が実施する畜産排水対策技術の実証モデル事業の支援のための、基礎調査および訪日研修、政策対話等を実施する。											
実施方法	委託・請負											
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	26年度	181	27年度	126	28年度	111	29年度	132	30年度要求	102
		補正予算	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		予備費等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		計	181	126	111	132	102					
	執行額	173	102	101								
	執行率(%)	96%	81%	91%								
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	96%	81%	91%									
平成29・30年度予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	29年度当初予算	30年度要求	主な増減理由								
	政府開発援助環境保全調査費	81.4	81.4	中国において実施している畜産排水対策技術の実証モデル事業について、H30年度よりフォローアップ段階に入ったため、減額。								
	環境保全調査費	49	19.7									
	職員旅費	1.4	0.5									
	計	132	102									
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 30年度	目標最終年度 -年度				
	公式ウェブサイトの月平均アクセス件数を10,302(H27)から15,000に増加させる	WEPA公式ウェブサイトの月平均アクセス件数	成果実績	件数/月	-	10,302	12,975	-	-			
		目標値	件数/月	-	15,000	15,000	15,000	-				
		達成度	%	-	68.7	86.5	-	-				
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	WEPAウェブサイトのアクセス数。(環境省)											
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標	単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込					
	WEPAの活動としての国際ワークショップ、シンポジウム、二国間会合等の開催件数	活動実績	件	4	4	6	-	-				
		当初見込み	件	4	3	5	5	-				
単位当たりコスト	算出根拠	単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込						
	X: WEPAの活動としての国際ワークショップ、シンポジウム、二国間会合等の開催費(設計ベース)	単位当たりコスト	百万円	5.3	5.5	5.2	5.2					
	Y: WEPAの活動としての国際ワークショップ、シンポジウム、二国間会合等の開催件数の開催回数	計算式	X/Y	21/4	22/4	31/6	26/5					

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	-										
	施策	3. 大気・水・土壌環境等の保全										
	測定指標	定量的指標		実績値	単位	26年度	27年度	28年度	中間目標	目標年度		
					-	-	-	-	-	-	-	-
				目標値	-	-	-	-	-	-	-	-
		定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)							
		アジア地域等における我が国の水環境改善支援の推進		-	水環境改善活動の成果を関係者間で共有することにより、現地における水環境管理の改善、技術の普及、政策担当者の能力向上等に活用する。							
	施策の進捗状況(実績)											
	年次会合や二国間会議等の場を通じて活動成果を共有するとともに、ホームページや出版物等の形で公表しているところ。											
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係											
水環境改善対策の先進国である我が国が、経験と技術を多くの地域に最大限伝えることにより、国際的な水環境問題の解決に寄与する。												
経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	改革項目	分野:	-									
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時	28年度	29年度	中間目標	目標最終年度			
					-	-	-	-	-	-	-	
				成果実績	-	-	-	-	-	-	-	
				目標値	-	-	-	-	-	-	-	
			達成度	%	-	-	-	-	-	-		
	(第二階層) KPI	KPI (第二階層)		単位	計画開始時	28年度	29年度	中間目標	目標最終年度			
					-	-	-	-	-	-		
				成果実績	-	-	-	-	-	-		
				目標値	-	-	-	-	-	-		
		達成度	%	-	-	-	-	-				
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係												
-												
事業所管部局による点検・改善												
国費投入の必要性	項目			評価	評価に関する説明							
	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。			○	2015年に国連で採択された持続可能な開発目標(SDGs)では、「2030年までに、未処理の排水の割合半減等により、水質を改善する。」との世界的な目標が示されるとともに、目標の達成に向け「2030年までに、開発途上国における水と衛生分野での活動や計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。」ことが求められている。							
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	中国における水質汚染対策においては、平成19年4月に温家宝首相と安倍総理の間で交わされた「日中環境保護協力の一層の強化に関する共同声明」に基づき日中で共同研究を行う必要がある。また、WEPAは、平成15年の第3回世界水フォーラムで環境省が提唱した取り組みであり、その活動において、アジア・モンスーン地域における水環境政策立案者の能力向上を支援することを通じて各国における水環境保全施策の推進に貢献することが国の責務である。							
政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。			○	中国における水質汚染対策協力や、WEPAの取り組みにより、各国の排水管理・水環境改善に貢献するとともに、将来的な日本企業のビジネス展開の拡大が期待出来ることから、優先度の高い事業とされている。								

事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	総合評価方式により競争性の確保に努めたが、一者応札が発生した。					
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有						
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無						
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	各国に帰属するアクションプログラム作成費等の経費は、各国で負担することとしており、本事業ではそのプラン作成や運用にかかる支援のみを負担することとしている。					
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	経費については、既存のデータ等を活用するなどアジア各国の水環境改善支援に必要な内容を精査しており、事業実施に必要な最低限のコストであり、水準は妥当である。					
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-					
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	検討、支援項目を精査し、必要な事項のみを契約内容としている。					
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-						
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-						
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	事業の実施にあたっては会合の日程や参加者など限りある経費を有効に活用するよう工夫をこらして実施している。						
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	WEPA公式ウェブサイトの月平均アクセス件数については順調に増加している。					
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	国が主体となり、各国への技術的支援や日本企業のビジネス展開支援を行う事業であり、他の手段・方法等は想定されず、本事業の目的を達成するために最も実効性の高い手段である。					
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	国際ワークショップや二国間会合の開催等、当初の見込み通り実施しており、各国の水環境改善施策にかかる情報共有の継続など十分な実績を確認している。					
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	活動成果については公式ウェブサイトや報告書等を通じて公表し、アジア各国における情報共有促進に活用されている。また、WEPAの活動については世界水フォーラム等の国際会議の場を通じて報告するとともに、活動報告資料の配布等を行っている。					
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所管府省名</th> <th>事業番号</th> <th>事業名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	所管府省名	事業番号	事業名				
所管府省名	事業番号	事業名						
点検・改善結果	点検結果	WEPA公式ウェブサイトの月平均アクセス件数については順調に推移しており、本事業の成果が有効に活用されているといえる。引き続き水環境改善対策の先進国である我が国が、多くの地域に経験と技術を伝え、国際的な水環境問題を中心にその改善の取組を推進していくことが必要。						
	改善の方向性	一般競争入札等を活用し競争性を確保することにより予算の効果的、効率的な執行を図る。一者応札の改善に向けた取組として、公告期間を延長する、提案書の提出期限を延長する等の見直しを図り、引き続き適正な競争の実施に努める。						
外部有識者の所見								
外部有識者点検対象外								
行政事業レビュー推進チームの所見								
現 り 状 通	より一層の予算執行効率化の観点から、引き続き調達手法の改善(一者応札の抑制の取組等)を図るべき。 また、国際的な水環境問題の改善について、引き続き関係国と連携を図り、より効率的・効果的な予算執行に努めること。							
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況								
現 り 状 通	引き続き調達手法の改善(一者応札の抑制の取組等)を図る。 また、国際的な水環境問題の改善について、引き続き関係国と連携を図り、より効率的・効果的な予算執行に努める。							
備考								
関連する過去のレビューシートの事業番号								
平成22年度	-	平成23年度	074	平成24年度	073			
平成25年度	119	平成26年度	124	平成27年度	128			
平成28年度	122							

※平成28年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・用途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と用途の双方で実情が分かるように記載)	A.(株)データ設計			B.(公財)地球環境戦略研究機関		
	費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
	人件費	計画検討、調査等	25.6	人件費	会議開催、現地調査、報告書作成等	21.5
	旅費	業務打合せ、現地調査	9.5	旅費	会議開催、海外現地調査等	11
	雑役務費	通訳、翻訳料	1.7	賃金	会議開催補助、報告書作成補助等	4.1
	諸謝金		0.5	会議費	会議開催等	2.2
	印刷製本費	会議資料、報告書	0.5	雑役務費	翻訳料等	1.5
	その他	一般管理費、消費税等	9.7	外注費	現地情報収集(RRC.AP - AIT,Vietnam National University of Agriculture)	1.5
				その他	一般管理費、消費税等	10
	計		47.5	計		51.8

費目・用途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載

チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社データ設計	8010001094438	中国における畜産排水処理事業協力業務	48	一般競争契約 (総合評価)	1	99.6%	-

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	公益財団法人地球環境戦略研究機関	8021005009182	アジア水環境パートナーシップ事業業務	52	一般競争契約 (総合評価)	1	97.7%	-



地球規模生物多様性モニタリング推進事業

平成30年度予算額
309百万円（301百万円）

イメージ

施策を実行する各課室
科学的基盤として
施策への利用

国内施策への貢献

地球規模の施策への貢献

背景・目的

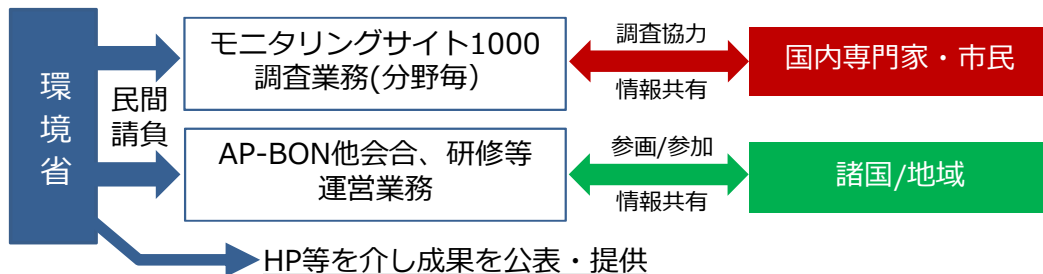
- ・生物多様性基本法において、生物多様性に関する調査実施及び体制整備、標本収集保存、情報提供並びに生物多様性保全のための技術協力その他国際協力の推進に必要な措置を講ずる旨が記載。
- ・生物多様性国家戦略2012-2020においても、我が国の代表的生態系の変化の把握、多様な主体の参画による調査体制を構築すべき旨が記載。
- ・CBD-COP10で採択された愛知目標達成の進捗評価、気候変動が生態系等にもたらす影響の把握及び評価の迅速化・精度向上や適応策の検討等に寄与する情報を集積・公表。

事業概要

希少野生生物の増減、外来種の分布拡大、サンゴ被度の変化等が明らかとなっている。

- (1) 重要生態系監視地域モニタリング推進事業 261 (210)
→各生態系の調査サイトのモニタリング継続実施
総合解析（5年毎）の実施とサンゴ礁モニタリングの強化
- (2) 地球規模生物多様性モニタリング体制の構築 19 (37)
→アジア太平洋地域生物多様性モニタリング体制構築支援（AP-BON）、
IPBES（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム）推進等
- (3) 東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブの推進 29 (54)
→東・東南アジア地域の生物多様性情報の整備・提供、能力向上支援等

事業スキーム



期待される効果

- [国内施策]
 - ・愛知目標達成に向けた進捗評価等生物多様性保全施策に活用
 - ・適応計画推進に必要な生態系情報を集積、提供
- [地球規模]
 - ・アジア太平洋地域の観測データ集積 ・ IPBESの推進
 - ・GEOSS（全地球観測システム）への貢献
 - ・新興国/途上国における水際管理・生物分類等の能力向上

重要生態系監視地域 モニタリング推進事業 (モニタリングサイト1000)

生物多様性センター
生物情報の収集・蓄積
施策に活用できる解析

【国内の生態系の変化を約1000サイトで継続監視】



- 気候変動による生態系変化の監視を強化
〔特に昨年、大規模な白化現象により影響を受けたサンゴ礁生態系のモニタリングを強化〕
- これまでに得られたデータの総合解析

地球規模生物多様性モニタリング体制の構築

アジア太平洋地域生物多様性
モニタリング体制構築支援
(AP-BON)

IPBES（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム）への貢献



東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブの推進（ESABII）

【東・東南アジア15ヶ国/地域で協力、情報整理・共有】

- 各種研修の開発・実施
 - ・水際管理者（CITES担当官等）
 - ・生物分類能力構築



平成29年度行政事業レビューシート (環境省)									
事業名	地球規模生物多様性モニタリング推進事業			担当部局庁	自然環境局			作成責任者	
事業開始年度	平成15年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	生物多様性センター			センター長 川越久史	
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な条項も記載)	自然環境保全法第4条 生物多様性基本法第22条、第26条			関係する計画、通知等	生物多様性国家戦略2012-2020				
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国内での生物多様性に関するモニタリングを継続的に実施することで、生物多様性の保全や地球温暖化対策等に資する基礎資料を提供する。また、主に東・東南アジア地域での生物多様性情報の収集・提供と分類学の能力向上の推進等により、国際的な生物多様性の保全に貢献する。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	国内の様々な生態系の調査サイト(約1000カ所)において、生物多様性の損失や地球温暖化の影響等に関する観点から、継続的に動植物やその生息環境のモニタリング調査を実施し、その変化を把握して提供する。主に東・東南アジア地域を対象に、研究者の連携による生物多様性観測ネットワークにおける生物多様性情報収集を支援し、政策決定者に向けて生物多様性情報を分かりやすく整備・提供するとともに、生物多様性保全に携わる人材の育成を支援する。								
実施方法	直接実施、委託・請負								
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
		計	335	335	335	301	309		
	執行額	347	315	309					
	執行率(%)	104%	94%	92%					
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	104%	94%	92%						
平成29・30年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	29年度当初予算	30年度要求	主な増減理由					
	環境保全調査費	301	309	地球温暖化や外来種による生物多様性への影響を科学的に把握するため、これまでに得られたデータに関する総合解析を実施する。また、平成28年に発生した大規模なサンゴの白化現象を受け、サンゴ礁生態系のモニタリングを強化するため。					
	計	301	309						
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 30年度	目標最終年度 -年度
	モニタリングデータの取得数を年間250,000レコードとする。	モニタリングデータの取得数	成果実績	レコード	278,871	244,302	265,021	-	-
			目標値	レコード	250,000	250,000	250,000	250,000	-
			達成度	%	112	98	106	-	-
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	モニタリングサイト1000における各調査報告書及びデータファイル								

成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 30年度	目標最終年度 32年度	
	東・東南アジア生物多様性 情報イニシアティブの推進 に必要な国・機関17を維持 する。	東・東南アジア生物多様性 情報イニシアティブへの参 加国・機関数	成果実績	国・機関	17	17	17	-	-	
目標値			国・機関	17	17	17	17	-		
達成度			%	100	100	100	-	-		
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブに参加している国・機関数									
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込	
	モニタリングサイト1000における調査実施回数	活動実績	回数	1,431	1,447	1,410	-	-		
当初見込み		回数	1,547	1,572	1,523	1,492	1,550			
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込	
	東・東南アジアにおける研修受講人数	活動実績	人数	69	54	38	-	-		
当初見込み		人数	42	42	42	42	42			
単位当たり コスト	算出根拠			単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込		
	モニタリングサイト1000について 単位当たりコストX/Y X=執行額 Y=調査実施回数		単位当たり コスト	千円	192	168	182	172		
			計算式	千円/回数	274,387/1,431	243,307/1,447	257,209/1,410	257,209/1,492		
単位当たり コスト	算出根拠			単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込		
	東・東南アジアの情報整備について 単位当たりコストX/Y X=執行額 Y=東・東南アジアにおける研修受講人数		単位当たり コスト	千円	340	344	483	437		
			計算式	千円/人数	23,456/69	18,590/54	18,364/38	18,364/42		
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムの関係	政策	-								
	施策	5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進								
	測定指標	定量的指標			単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 -年度	目標年度 32年度
		生物多様性国家戦略2012-2020に定める我が国の国別 目標の関連指標の改善状況	実績値	%	66	68			-	-
	目標値		%	-	-	-	-	-	100	
本事業の成果と上位施策・測定指標との関係										
本業務の成果は、各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発等を通じて、生物多様性国家戦略2012-2020に定められている国別目標E-2(科学的基盤の強化、科学と政策の結びつきの強化)の達成に寄与するものである。										

事業所管部局による点検・改善

項目		評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	生物多様性基本法では、国の責務として生物の多様性の状況の把握及び監視等の生物の多様性に関する調査の実況が規定されている。また、各種の自然環境保全施策を行うためには、生物多様性に関する基盤情報の整備が不可欠である。得られた成果は現に行政施策の基盤情報としてのみでなく、学術研究や環境影響評価、環境保全活動等への利活用もされており、国民及び社会的ニーズを反映している。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	国全体の生物多様性保全に関わる基礎的施策であり、自治体・民間等に委ねることができない。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	生物多様性国家戦略に基づき、各種施策に必要な情報の収集・整備・提供を行っているものである。また、国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図るため必要であり、優先度が高い。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	一般競争を原則として支出先を選定している。なお、1者応札への対応について、発注にあたっては業務目的の達成等に支障のない範囲で、準備期間の延長、仕様書等の明確化、業務内容の見直し(絞り込み)等を適宜講じ、複数の事業者の参入が容易となるよう努める。また、随意契約(その他)はASEAN生物多様性センターでしか対応できないためである。	
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、1者応札又は1者応募となったものはないか。	有		
	競争性のない随意契約となったものはないか。	有		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	-	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	単位当たりのコストは可能な範囲で十分に低減されており、妥当である。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	費目及び使途は、モニタリング実施・体制の充実に必要なものに限定されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-	
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-		
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	調査業務の一部においては、調査員として市民・研究者の参画を得ており、すべてを専門業者が実施する場合に比べ、調査コストの低減が図られている。		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	モニタリングデータの取得については、目標を上回る成果が得られた。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	専門家による知見に加え、市民と中心としたボランティアの協力を得ることにより、他の手段よりも実効性の高い手段となっている。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	当初見込みを概ね達成している。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	調査成果物は基本的に公表し、生物多様性の状況評価や保護地域設定のほか、具体的な取組を進める際の関係者との調整、事業の実施の際の基本的事項として十分に活用されている。	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-		
	所管府省名	事業番号		事業名
		-		-
		-		-
		-		-
点検・改善結果	点検結果	生物多様性保全施策の検討及び実施施策の効果の把握のためには、生物の生息生育状況の変化等を把握するモニタリングが不可欠であり、本事業において国内のモニタリングを継続的に進めること、アジア太平洋地域でのモニタリングの推進への支援を進めることが重要となっている。 事業の各請負契約の実施にあたっては、一般競争入札等の価格競争により実施しているものであり、予算の範囲内で十分な成果を上げている。		
	改善の方向性	引き続き競争性のある契約を実施するとともに、国内の調査地点でこれまで収集されたデータの有効性を検証し、調査項目の見直しや調査頻度の見直しを検討するなど、より効果的にモニタリングに有効なデータを収集するよう努める。また、収集されたデータの効果的な発信手法及び各施策に利活用できるとりまとめ方法について検討する。 東・東南アジア地域での生物多様性保全に関する国際会議・研修等については、他の関連会合との合同開催や、関係機関との共催とすること等により、効果的、効率的な業務の実施に努める。		

外部有識者の所見

外部有識者点検対象外

行政事業レビュー推進チームの所見

現
り
状
通

これまで収集されたデータについて有効に活用されているかを引き続き検証し、必要に応じ内容の見直しを行うこと。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

現
り
状
通

例えば、学術論文や新聞等への掲載状況や施策への活用事例等をもとに、これまで収集したデータの活用状況について検証を行うとともに、内容についても必要に応じて改善を図っていく。

備考

モニタリングサイト1000 HP
<http://www.biodic.go.jp/moni1000/index.html>

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	153	平成23年度	145	平成24年度	154		
平成25年度	193	平成26年度	189	平成27年度	191		
平成28年度	181						

※平成28年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかにつ
いて補足する)
(単位: 百万円)

環境省 309百万円	【モニタリング事業に係る事務費】 消耗品費 11百万円
【一般競争契約(最低価格・総合評価)】	【内容】
A. (一財)自然環境研究センター (139百万円)	モニタリング事業(高山帯調査、森林、草原調査、炭素循環動 向把握、サンゴ礁調査)の実施、第9回GEOSSアジア太平洋シ ンポジウムにおけるAP-BON分科会開催等
【一般競争契約(総合評価)】	【内容】
B. NPO法人日本国際湿地保全連合 (62百万円)	モニタリング事業(陸水域調査、磯・干潟調査、藻場・アマモ場 調査)の実施
【一般競争入札(最低価格)】	【内容】
C. (株)オーエムシー (23百万円)	東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ業務(CITES掲 載種分類学能力構築、低山帯の植物に関する分類学能力構 築)、AP-BON 及びESABII 事務局運営業務(国際会合)の実 施
【随意契約(その他)】	【内容】
I. ASEAN 生物多様性センター (2百万円)	現地対応(研修の準備・運営)等
【一般競争契約(総合評価)】	【内容】
D. (公財)日本野鳥の会【請負者】 (12百万円)	モニタリング事業(陸生鳥類調査)の実施
J. NPO法人バードリサーチ【共同実施者】 (10百万円)	
【一般競争契約(総合評価)】	【内容】
E. NPO法人バードリサーチ (22百万円)	モニタリング事業(シギ・チドリ類、ガンカモ類調査)の実施
【一般競争契約(総合評価)】	【内容】
F. (公財)日本自然保護協会 (16.9百万円)	モニタリング事業(里地調査)の実施
【一般競争契約(総合評価)】	【内容】
G. (公財)山階鳥類研究所 (14百万円)	モニタリング事業(海鳥調査)の実施
【随意契約(少額)】	【内容】
H. NPO法人日本ウミガメ協議会 (1百万円)	モニタリング事業(ウミガメ調査)の実施

費目・用途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と用途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A. (一財)自然環境研究センター			B. NPO法人日本国際湿地保全連合		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
人件費	現地調査、とりまとめ等	16.8	人件費	現地調査、データ入力、同定作業、会議運営等	9
外注費	現地調査主体	16.4	外注費	現地調査協力、同定代等	5
消耗品費	調査機材一式	0.3	旅費	現地調査、会議開催、委員等招聘等	2
印刷製本費	報告書	0.1	諸謝金	委員謝金、ヒアリング謝金等	1
その他	一般管理費、消費税	5.3	賃金	現地調査補助、データ入力補助等	1
			借損料	レンタカー、会議会場借上等	1
			その他	機材購入費、文具代、印刷製本費、通信運搬費等	3
計		38.9	計		22
C. (株)オーエムシー			D. (公財)日本野鳥の会		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
会議費	諸研修生旅費、講師旅費等	6.7	人件費	調査依頼、データチェック、解析等	4.5
人件費	計画検討、現地調査、報告書作成等	2.5	諸謝金	調査員謝金・検討委員謝金	4.1
旅費	担当者旅費、現地調査交通費等	1.2	外注費	印刷製本・コアサイト調査等委託	0.8
賃金	データ入力等	0.6	旅費	現地調査旅費・学会参加旅費	0.6
借料及び損料	レンタカー等	0.5	賃金	パート0.5人雇用	0.6
その他	翻訳料、一般管理費、消費税等	1.2	通信運搬費	調査用紙送料等	0.4
			借損料	調査用レンタカー、研修会等会場費	0.1
計		12.7	その他	調査員傷害保険等	0.5
計			計		11.6
E. NPO法人バードリサーチ			F. (公財)日本自然保護協会		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
人件費	現地調査、解析作業、報告書作成等	6.1	人件費	調査依頼、データチェック、解析等	7
賃金	調査員補助、データ入力補助	2.7	委託費	コアサイトコーディネート業務委託費	4.8
旅費	打合せ、現地指導、調査、委員旅費	1.1	印刷製本費	報告書、ニュースレター、パンフレットの印刷	1.4
借損料	備車費、会場費、データベース維持費	0.5	臨時雇賃金	アルバイト雇用	0.8
諸謝金	委員・交流会講演者・講習会講師 謝金	0.2	旅費・交通費	委員検討会旅費、打合せ等の旅費	0.7
その他	報告書印刷、発送費、通信費、消耗品費	1.2	諸謝金	委員会、同定・解析・原稿執筆協力への謝金	0.6
			通信運搬費	各サイトとの連絡調整・機材等輸送等	0.4
計		11.8	その他	保険料、備品購入、機材修繕、会議費等	1.2
計			計		16.9
G. (公財)山科鳥類研究所			H. NPO法人日本ウミガメ協議会		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
人件費	調査実施、報告書作成等	5.4	人件費	アンケート・調査票・説明資料内容検討、事前意見聴衆、作成、発送、集計、報告書作	0.7
旅費	現地調査、検討会旅費	2.8	その他	アンケート送付、印刷製本費、一般管理費、消費税等	0.3
諸謝金	現地調査謝金、検討委員謝金	1.8			
借料及び損料	レンタカー代、備船費	1.5			
消耗品費	調査用品代等	0.3			
通信運搬費	荷物送料等	0.2			
その他	印刷製本費、一般管理費、消費税等	2			
計		14	計		1

費目・用途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載

チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(一財)自然環境研究センター	6010505001148	モニタリング事業(炭素循環動態把握調査)	38.9	一般競争契約(総合評価)	1	99.6%	—
2	(一財)自然環境研究センター	6010505001148	生物多様性センター人材派遣業務	27.1	一般競争契約(最低価格)	1	98.2%	—
3	(一財)自然環境研究センター	6010505001148	モニタリング事業(サンゴ礁調査)	27	一般競争契約(総合評価)	1	98.9%	—
4	(一財)自然環境研究センター	6010505001148	モニタリング事業(森林・草原調査)	27	一般競争契約(総合評価)	1	96.4%	—
5	(一財)自然環境研究センター	6010505001148	モニタリング事業(高山帯調査)	16.7	一般競争契約(総合評価)	1	97.4%	—
6	(一財)自然環境研究センター	6010505001148	第9回GEOSSアジア太平洋シンポジウムにおけるAP-BON分科会開催	2.3	一般競争契約(最低価格)	3	71.2%	—

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	NPO法人日本国際湿地保全連合	7010005010301	モニタリング事業(アマモ場・藻場調査)	21.9	一般競争契約(総合評価)	1	99.7%	—
2	NPO法人日本国際湿地保全連合	7010005010301	モニタリング事業(磯・干潟調査)	20.5	一般競争契約(総合評価)	1	99.3%	—
3	NPO法人日本国際湿地保全連合	7010005010301	モニタリング事業(陸水域調査)	19.3	一般競争契約(総合評価)	2	84.8%	—

C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)オーエムシー	9011101039249	東・東南アジア生物多様性イニシアティブ(CITES掲載種分類学能力構築)	12.7	一般競争契約(最低価格)	1	98.6%	—
2	(株)オーエムシー	9011101039249	東・東南アジア生物多様性イニシアティブ(大型菌類分類学研修)	5.7	一般競争契約(最低価格)	1	73.9%	—
3	(株)オーエムシー	9011101039249	AP-BON及びESABII事務局運営業務(国際会合)	4.5	一般競争契約(最低価格)	1	83.6%	—

D

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(公財)日本野鳥の会	1010705001646	モニタリング事業(陸生鳥類調査)	11.6	一般競争契約(総合評価)	1	97.5%	—

E

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	NPO法人バードリサーチ	9012405002215	モニタリング事業(シギ・チドリ類調査)	11.8	一般競争契約(総合評価)	1	95.2%	—
2	NPO法人バードリサーチ	9012405002215	モニタリング事業(ガンカモ類調査)	10.1	一般競争契約(総合評価)	1	97%	—

F

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(公財)日本自然保護協会	7010005016562	モニタリング事業(里地調査)	16.9	一般競争契約(総合評価)	1	89.3%	—

G

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(公財)山階鳥類研 究所	2040005016886	モニタリング事業(海鳥調 査)	14	一般競争契約 (総合評価)	1	85.4%	—

H

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	NPO法人日本ウミガ メ協議会	6120005013194	モニタリング事業(ウミガメ 調査)	1	随意契約 (少額)	—	97.9%	—
支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載							チェック	<input checked="" type="checkbox"/>

費目・用途 <small>(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と用途の双方で実情が分かるように記載)</small>	I.ASEAN 生物多様性センター			J.NPO法人バードリサーチ		
	費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
	会議費	研修生旅費、講師旅費・謝金等	1.4	人件費	調査依頼、データチェック、解析等	3.8
	旅費	現地対応等	0.2	旅費	現地調査旅費・学会参加旅費	1.5
	人件費	研修準備・運営等	0.2	諸謝金	調査員謝金	1.5
	借料及び損料	消耗品購入等	0.2	外注費	データ入力等	1.1
	その他	一般管理費等	0.2	賃金	パート雇用	0.2
				借損料	調査用レンタカー等	0.2
				通信運搬費	調査用紙送料等	0.2
				その他	一般管理費	1.5
	計		2.2	計		10

I

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	ASEAN 生物多様性センター	-	現地対応(研修の準備・運営)等	2.2	随意契約 (その他)	-	-	-

J

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	NPO法人バードリサーチ	9012405002215	モニタリング事業(陸生鳥類調査)	10	一般競争契約 (総合評価)	1	97.5%	-

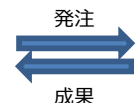


背景・目的

- (1) G7富山環境大臣会合及びG7伊勢志摩サミットで定められた「**富山物質循環フレームワーク**」を踏まえ、また、**循環基本計画の改定**に向け、我が国の循環型社会施策をフォローアップ。
- (2) 同計画の中でも、特に、既存の各省ごとの取組では対応困難である2R（リデュース・リユース）や地域循環共生圏について、**3Rの取組を切れ目なく行い、3Rを深掘り**。
- (3) 循環型社会の総合的・横断的な普及啓発により、**ライフスタイル・ビジネススタイルを変革**。

事業スキーム

環境省
(施策の検討)



請負事業者
(調査等の実施)

事業概要

- ①循環基本計画のフォローアップ・発信（循環型社会の現状・課題把握）
- ②2R（リデュース・リユース）に係る取組の推進に向けた検討
- ③リユースの市場規模調査・リユースに対する意識調査
- ④地域循環共生圏による地域活性化に向けた取組
- ⑤3Rの取組を促す普及啓発事業
- ⑥循環型社会形成に向けた情報提供事業

期待される効果

経済成長と資源消費・環境負荷がデカップリングした循環型社会の形成、それに伴う低炭素化や循環産業の育成、経済・社会への好影響。

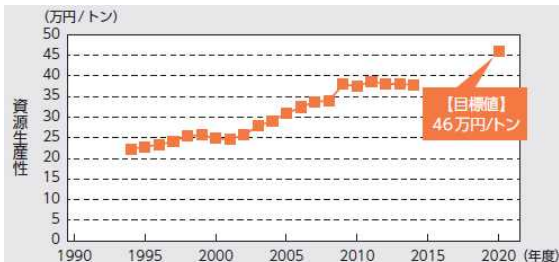
富山物質循環フレームワーク（概要）

- 目標1：資源効率性・3Rのための主導的な国内政策
- 目標2：グローバルな資源効率性・3Rの促進
- 目標3：着実かつ透明性のあるフォローアップ



①循環基本計画フォローアップ

定量的に循環基本計画のフォローアップを行い、政府の3R取組状況の現状把握と課題抽出、海外へ発信・共有



※近年、資源効率性（GDP/天然資源等投入量）は横ばい⇒2Rの促進や地域循環圏の強化が必要

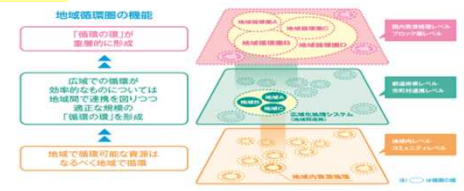
②・③2Rに係る取組の推進に向けた検討、調査等

- ・2Rの取組の推進に向け、取組の現状分析や規制的、経済的、自主的、情報的手法の導入の検討
- ・リユース市場規模調査
- ・リユースを認知していながら、リユースを利用していない人への意識調査。



④地域循環共生圏による地域活性化に向けた取組

地域特性に応じた地域循環共生圏構築のため、地域の循環資源や再生可能資源の賦存量・フローの把握支援、ガイドライン等の見直し、人材の育成など、支援体制の整備を推進。



⑤⑥循環型社会形成に向けた取組の促進と情報発信事業等

国民の意識醸成と行動喚起を促す情報発信と民間企業等と連携したPR戦略及び地方催事等を実施。また、全国大会開催により地方公共団体等との連携体制の構築・高度化を促進。



イメージ

平成29年度行政事業レビューシート (環境省)							
事業名	循環型社会形成推進等経費			担当部局庁	環境再生・資源循環局	作成責任者	
事業開始年度	平成13年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	総務課循環型社会推進室	循環型社会推進室長 小笠原 靖	
会計区分	一般会計						
根拠法令 (具体的な条項も記載)	循環型社会形成推進基本法 第十四条、第十五条、第十七条、第十八条、 第二十八条、第二十九条			関係する計画、 通知等	循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月31日閣議決定)		
主要政策・施策	地球温暖化対策			主要経費	その他の事項経費		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)第14条の規定により、毎年、循環資源の発生、循環的な利用及び処分の状況並びに政府が循環型社会の形成に関して講じた施策に関する報告(循環型社会白書)を作成し、国会報告を行う。 また、第三次循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月閣議決定)の進捗状況を適切に把握し、かつ、同基本計画全般に係る施策(3R推進全国大会及び地方大会の開催等の3Rの普及啓発活動並びに3Rのうち取組が遅れているリデュース・リユースの促進)を実施することで、循環型社会の形成を推進する。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	循環資源の発生状況等を踏まえ、従来からの経年的データに加え、毎年度設定するテーマに対応した新たなデータを収集・分析し、循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会白書を作成し、国会へ提出するほか、英語版の作成等を含め、国内外への情報発信を実施する。 また、循環型社会の形成に向け、循環基本基本計画に規定された物質フロー図のデータ更新、指標及び取組指標の進捗把握・評価、国を含む各主体の取組状況の把握・評価及び課題検討等を行うほか、地域の循環物質に応じた地域循環系の形成促進に向けた検討や地域の実情に応じたモデル事業の実施、取組みが遅れているリデュース・リユースの促進に向けた検討等を実施する。 このほか、先進事例に対する大臣表彰と小中学生への意識啓発を目的としたポスターコンクールの表彰を実施する3R推進全国大会の開催及び地方大会の開催のほか、「Re-Style」Webサイト(http://www.re-style.env.go.jp/)による情報発信等による国民への普及啓発を実施する。						
実施方法	委託・請負						
予算額・ 執行額 (単位:百万円)		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	124.5	124.7	116	105	101
		補正予算	-	-	-	-	-
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-
		予備費等	-	-	-	-	-
	計	124.5	124.7	116	105	101	
	執行額	148.1	141.6	103			
執行率(%)	119%	114%	89%				
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	119%	114%	89%				
平成29・30年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	29年度当初予算	30年度要求	主な増減理由			
	職員旅費	0.4	0.4				
	環境保全調査費	104.6	100.7				
	計	105	101				

成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	分類	単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 32 年度
	循環基本計画に定められている物質フロー指標を平成32年度までに目標値まで引き上げる。	循環利用率(循環利用量/総物質投入量) (※実績の数値は当年に最新の値(2年前))			成果実績	%	15.2	16.1	15.8
		目標値	%	-	15	15.6	-	17	
		達成度	%	-	107.3	92.9	-	-	
根拠として用いた統計・データ名(出典)	第三次循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月31日閣議決定)に定められた目標								
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	分類	単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 32 年度
	循環基本計画に定められている物質フロー指標を平成32年度までに目標値まで引き下げる。	最終処分量 (※実績の数値は当年に最新の値(2年前))			成果実績	百万トン	17.9	16.3	14.8
		目標値	百万トン	-	23	21.1	-	17	
		達成度	%	-	70.9	114.9	-	-	
根拠として用いた統計・データ名(出典)	第三次循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月31日閣議決定)に定められた目標								
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	分類	単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 32 年度
	平成32年度までに国民の具体的な3R行動実施率を平成24年度の水準から約20%上昇させる。	国民の具体的な3R行動実施率			成果実績	%	32.9	32.3	31.6
		目標値	%	56.9	56.9	56.9	-	56.9	
		達成度	%	57.8	56.8	55.5	-	-	
根拠として用いた統計・データ名(出典)	第三次循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月31日閣議決定)に定められた目標								
横断的な施策に係る成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	分類	単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
	本事業は、地球温暖化対策関係予算において【D.基盤的施策など】に分類されており、我が国の温室効果ガス排出削減等を持たないものであるため、地球温暖化対策に係る横断的指標は設定できない。	-			成果実績	円/t-CO2	-	-	-
		目標値	円/t-CO2	-	-	-	-	-	
		達成度	%	-	-	-	-	-	
地球温暖化対策関係	算出方法	-	直接効果	単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込
					成果実績	円/t-CO2	-	-	-
				目標値	円/t-CO2	-	-	-	-
				達成度	%	-	-	-	-
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込
	循環型社会白書:年1回発行				活動実績	件	1	1	1
				当初見込み	件	1	1	1	1
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込
	中央環境審議会循環型社会部会(H25.1.6~) (中央環境審議会循環型社会計画部会(~H25.1.5))				活動実績	回数	7	5	7
				当初見込み	回数	11	11	11	11
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	26年度	27年度	28年度	29年度 活動見込	30年度 活動見込
	3R推進全国大会及び地方大会の実施				活動実績	回数	9	9	7
				当初見込み	回数	8	8	8	8
単位当たりコスト	算出根拠			単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込	
	百万円:執行額(X)/回:白書公表回数(Y)				単位当たりコスト	百万円/件	10	3	3
				計算式	X/Y	10/1	3/1	3/1	
単位当たりコスト	算出根拠			単位	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込	
	百万円:執行額(X)/回:実施回数(Y) (3R推進全国大会及び地方大会の実施)				単位当たりコスト	百万円/回	3.5	3.6	4.6
				計算式	X/Y	31.2/9	32.5/9	32.4/7	
								31.4/7	

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策								
	施策	4.廃棄物・リサイクル対策の推進							
	測定指標	定量的指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標年度 32 年度
		資源生産性(GDP/天然資源等投入量)	実績値	万円/トン	-	37.8	37.8	-	-
			目標値	万円/トン	-	42	42.8	-	46
		定量的指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標年度 32 年度
		循環利用率(循環利用量/総物質投入量)	実績値	%	-	16.1	15.8	-	-
			目標値	%	-	15	15.6	-	17
	定量的指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標年度 32 年度	
	廃棄物最終処分量	実績値	百万トン	-	16.3	14.8	-	-	
目標値		百万トン	-	23	21.1	-	17		
本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
リデュース・リユースを重視した3Rによる循環型社会づくりを推進し、広く国民に向けた普及啓発を行うことにより、資源生産性の向上、循環利用率の向上、廃棄物最終処分量の減少に寄与する。									

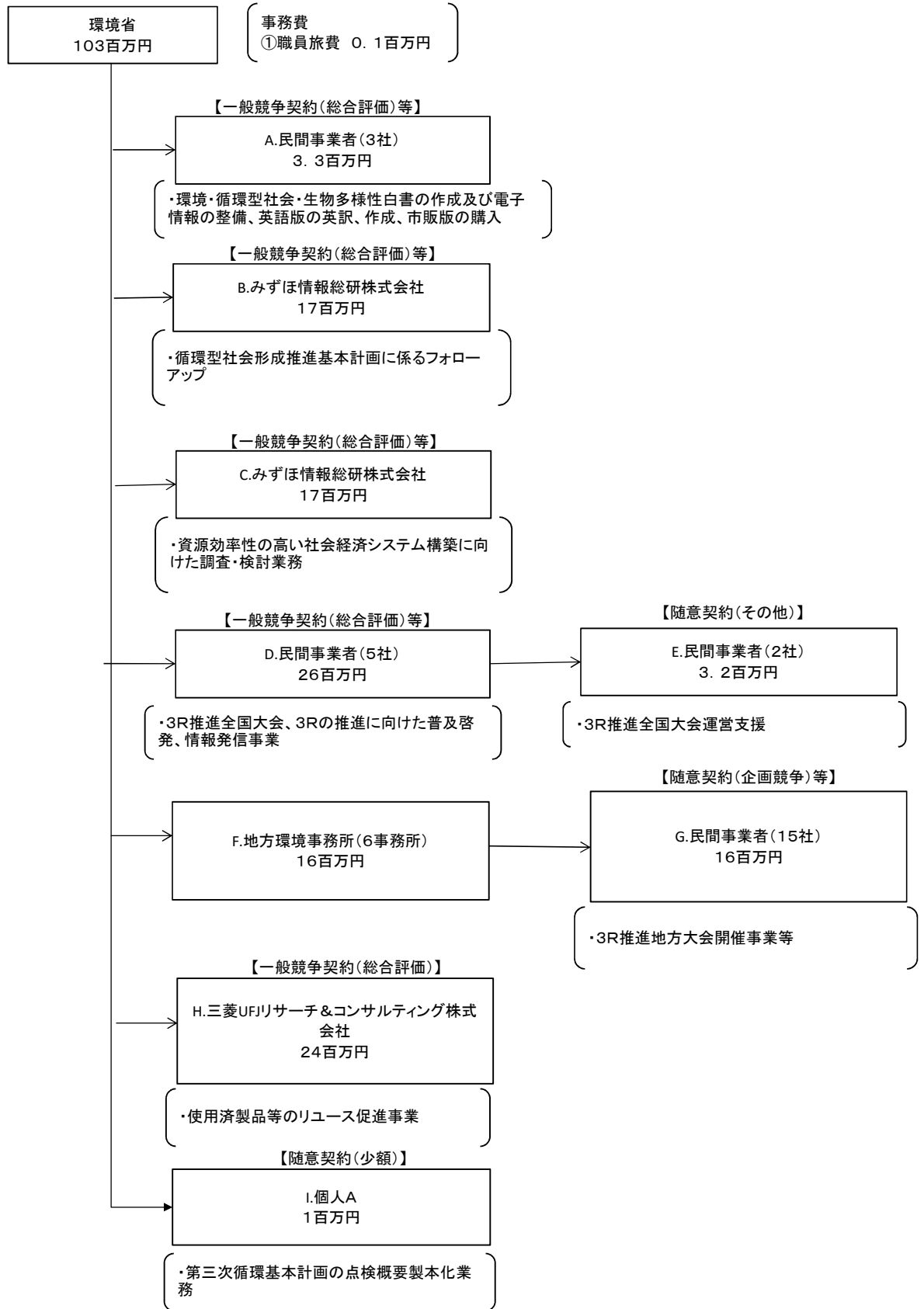
事業所管部局による点検・改善

項目	評価	評価に関する説明
事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	循環型社会白書の発行、地域循環圏形成推進、リデュース・リユースの促進、国民に向けた普及啓発等は、循環型社会形成推進基本法及び循環型社会形成推進基本計画に基づく事業であり、同基本計画の見直しに向けた進捗調査や課題分析等も踏まえ、社会のニーズを広く反映している。
地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	循環型社会白書の発行、地域循環圏形成推進、リデュース・リユースの促進、国民に向けた普及啓発等は、循環型社会形成推進基本法及び循環型社会形成推進基本計画に基づき、国が実施すべき事業とされている。
政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	循環型社会の形成に向けた施策及び手法として、循環型社会形成推進基本法及び循環型社会形成推進基本計画に基づく事業であり、政策目標の達成のため、優先度の高い事業である。
競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	入札については、説明会を実施して、新規に入札に参加しようとする業者にも業務内容を理解いただき、公平性が保たれるよう努めている。また、少額以外の随意契約は、業務性質上、やむを得ないものに限って契約を行ったものであり、妥当である。
一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有	
競争性のない随意契約となったものはないか。	有	
受益者との負担関係は妥当であるか。	-	-
単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	費用見直し及び競争入札により、妥当性を確保している。
資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-
費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	業務の進捗状況を把握し、必要に応じて指示を行った。
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	事業内容の見直しや地方環境事務所での契約等を含めた契約手法の検討により、効率的な調達に努めている。

事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	循環型社会の形成に向けた施策として、循環型社会形成推進基本法及び循環型社会形成推進基本計画に基づき、進捗・成果把握・評価分析を実施し、目標に見合うよう努めている。				
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	循環型社会形成推進基本法及び循環型社会形成推進基本計画に基づく事業として類似事業等を含めた施策の進捗等の把握に努めるとともに、効果的な手法での実施に努めている。				
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	おおむね見込みどおり活動できている。				
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	各成果については、政府、地方公共団体、企業、民間団体、大学等研究機関、各国政府、国民等、それぞれのステークホルダーに対して情報発信を行い、活用されている。				
事業連	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	-				
点検・改善結果	点検結果	循環型社会白書については、概要版を廃するなどのコスト削減に努めているほか、各事業については地方環境事務所での調達も含めて競争性のある調達を実施するなど、コスト削減等を図るとともに事業の進捗状況の把握に努め、適切に事業を遂行した。					
	改善の方向性	引き続き、各省協議用資料についての電子化等を図るとともに、効率的な執行に努め、循環型社会形成推進基本法及び循環型社会形成推進基本計画の目標達成に向けた施策の着実な実施に努める。					
外部有識者の所見							
外部有識者点検対象外							
行政事業レビュー推進チームの所見							
現 り 状 通	成果目標の達成に向けて要因分析を行いつつ、適切に事業を実施すること。						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況							
執 行 等 善	引き続き、成果目標の達成に向け、循環型社会形成推進基本計画における物質フロー指標、取組指標の推移について要因分析を行いながら、適切に事業を実施する。						
備考							
環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書 http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/ 循環型社会形成推進基本計画 http://www.env.go.jp/recycle/circul/keikaku.html							
関連する過去のレビューシートの事業番号							
平成22年度	096,305	平成23年度	090,091,093,094,138	平成24年度	090,091,092,093,148		
平成25年度	134,135,136,137,143	平成26年度	138,139,145	平成27年度	143,144,151		
平成28年度	139						

※平成28年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
 (単位: 百万円)



費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.日経印刷株式会社			B.みずほ情報総研株式会社		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
印刷製本費	閣議用白表紙など	7	人件費・その他		44
雑役務費	ホームページ掲載用データ整備等	1	外注費	委員謝金等	1
その他	冊子発送、一般管理費、消費税等	1	外注費	アンケート調査(民間企業)	1
			消費税		4
金額9百万円のうち3.3百万円が支出額 (環境省内で金額9百万円を分担して負担しているが、 費目・使途は分割できないことからまとめて記載してい る)			他事業を含む事業全体で金額50百万円のうち当該事 業は17百万円が支出額(費目・使途は分割できないこと からまとめて記載している)		
計		9	計		50
C.みずほ情報総研株式会社			D.公益財団法人廃棄物・3R研究財団		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費・その他		15	人件費	主任技師、技術員	3.4
外注費	委員謝金等	1	委託費	(株)ダイナックス都市環境研究所、3R活動 推進フォーラム	3
消費税		1	印刷製本費	報告書等製本費	2.4
			旅費交通費	ポスター審査、全国大会開催、地方セミナー旅費 及び日当	1.8
			賃借料	全国大会、地方セミナー開催時会場借料	1.2
			諸謝金	ポスター審査、全国大会開催、地方セミナー講師	1
			通信運搬費	報告書発送、荷物運搬	0.2
			その他	一般管理費等	1
計		17	計		14
E.株式会社ダイナックス都市環境研究所			F.中国四国地方環境事務所		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	主任研究員、研究員	1.5		3R推進地方大会実施のための予算配賦	4
旅費交通費	全国大会、打合せ等交通費	0.3			
一般管理費		0.2			
計		2	計		4
G.株式会社アイデル			H.三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	3R推進中国四国地方大会	3.1	人件費		10
消費税		0.3	外注費	イベント開催、セミナー運営業務	7
			旅費	講師・委員旅費、国内出張費	1
			諸謝金	セミナー講師、委員等の謝金	1
			その他	印刷製本費、会場借上料、賃金など	2
			一般管理費		2
			消費税		2
計		3.4	計		25

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載

チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	日経印刷株式会社	7010001025732	平成28年版環境白書及び概要版の編集、印刷・製本及び電子情報整備並びに冊子類の発送	2	随意契約 (その他)	-	-	
2	日経印刷(株)	7010001025732	平成28年版環境白書の作成支援。	0.4	一般競争契約 (総合評価)	1	80.4%	-
3	(株)ボウルグラフィックス	2010701032108	英語版白書作成に係るデザイン、レイアウト。	0.3	随意契約 (少額)	-	-	
4	(有)フォンテーヌ	3130002025814	英語版白書作成のため環境・循環型社会・生物多様性白書を英訳。	0.2	随意契約 (少額)	-	-	
5	日経印刷(株)	7010001025732	英語版白書作成に係る編集、印刷・製本。	0.2	随意契約 (少額)	-	-	
6	日経印刷(株)	7010001025732	平成28年版環境白書の購入。	0.1	随意契約 (少額)	-	-	

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	みずほ情報総研株式会社	9010001027685	循環型社会形成推進基本計画に係るフォローアップ	17	一般競争契約 (総合評価)	1	99%	-

C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	みずほ情報総研株式会社	9010001027685	資源効率性の高い社会経済システム構築に向けた調査・検討業務	17	一般競争契約 (総合評価)	1	90%	-

D

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	公益財団法人廃棄物・3R研究財団	9010605002464	3R推進企画運営業務	14	一般競争契約 (総合評価)	1	94%	-
2	一般社団法人日本エンパワーメントコンソーシアム	8011005003665	3Rや循環型社会に係る情報を発信するポータルサイトの構築等	5.7	一般競争契約 (総合評価)	1	97%	-
3	伊藤忠テクノソリューションズ株式会社	2010001010788	「Re-Style」Web維持・管理業務	2.2	随意契約 (その他)	-	-	
4	弁護士 知念 芳文	-	ロゴデザイン商標登録調査等業務	1	随意契約 (少額)	-	-	
5	株式会社ウイズダム	4011201000569	「Re-Style」Webコンテンツ作成業務	0.8	一般競争契約 (総合評価)	1	58%	-
6	株式会社ウイズダム	4011201000569	「Re-Style」Web運用業務	0.6	随意契約 (少額)	-	-	

E

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社ダイナックス都市環境研究所	1010401016683	運営支援業務	2	随意契約 (その他)	-	-	
2	3R活動推進フォーラム	-	実行委員会、大会当日の運営補助、ポスターコンクールの審査業務	1	随意契約 (その他)	-	-	

F

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	中国四国地方環境事務所	-	3R推進地方大会実施のための予算配賦	4	その他	-	-	
2	中部地方環境事務所	-	3R推進地方大会実施のための予算配賦	2.6	その他	-	-	
3	東北地方環境事務所	-	3R推進地方大会実施のための予算配賦	2.6	その他	-	-	
4	北海道地方環境事務所	-	3R推進地方大会実施のための予算配賦	2.5	その他	-	-	
5	近畿地方環境事務所	-	3R推進地方大会実施のための予算配賦	2.4	その他	-	-	
6	関東地方環境事務所	-	3R推進地方大会実施のための予算配賦	1.9	その他	-	-	

G

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社アイデル	1480001000181	3R推進中国四国地方大会の企画・運営	3	一般競争契約 (総合評価)	2	86%	-
2	株式会社セレスポ	9013301006441	3R推進中部地方大会の企画・運営業務	3	一般競争契約 (総合評価)	2	97%	-
3	株式会社セレスポ	9013301006441	各種イベント等の企画運営	2	随意契約 (企画競争)	2	100%	-
4	株式会社セレスポ	9013301006441	「3R推進東北大会inせんだい2016」及び「3R推進東北大会inおおだて2016」運営等業務	2	随意契約 (企画競争)	1	100%	-
5	奈良テレビ放送株式会社	3150001001748	3R推進近畿ブロック大会企画・運営業務	2	一般競争契約 (総合評価)	1	88%	-
6	株式会社株式会社サティスファクトリー	2070001025054	「第11回3R推進関東大会」開催に関する企画及び運営等業務	2	一般競争契約 (総合評価)	2	59%	-
7	株式会社藤井印刷所	9260001005815	不用品回収業者啓発チラシ等印刷	0.4	随意契約 (少額)	-	-	
8	株式会社フジテクノス	1010401046581	「海洋ごみ教材資料 ゴミになったアルミン」1000部(関東)	0.3	随意契約 (少額)	-	-	
9	アメニティ・せんだい推進協議会	-	「エコフェスタ2015」(主催:アメニティ・せんだい推進協議会)への運営負担金	0.2	随意契約 (少額)	-	-	
10	日産大阪販売(株)	6120001113923	自動車販売	0.1	随意契約 (少額)	-	-	

H

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	3010401011971	使用済製品等のリユース促進事業	24	指名競争契約 (総合評価)	1	99%	-
支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載							チェック	<input checked="" type="checkbox"/>

費目・使途 <small>(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)</small>	I.個人A			J.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	—	百万円未満のため省略	1	—	—	—
	計		1	計		0

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	個人A	-	第三次循環基本計画の点 検概要製本化業務	1	随意契約 (少額)	-	-	

平成30年度 環境省行政事業レビュー
公開プロセス対象事業 選定シート

委員氏名

事業番号	事業名	選定 ※3事業を選定 (○印)	備考
15	環境金融の拡大に向けた利子補給事業		
265	石綿問題への緊急対応に必要な経費		
97	排出・吸収量世界標準算定方式確立 事業拠出金等		
138	国際的水環境改善活動推進等経費		
194	地球規模生物多様性モニタリング推 進事業		
151	循環型社会形成推進等経費		

行政事業レビュー実施要領 抜粋

(公開プロセス対象事業の選定の考え方)

選定の基準

1. 外部有識者点検対象事業のうち、以下の基準のいずれかに該当する事業

【行政事業レビュー実施要領3 (1) ①】

- ア 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの
- イ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの
- ウ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの
- エ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの（複数も可）
- オ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの

2. 公開プロセス対象事業の選定にあたり、論点が専門的・技術的に過ぎ国民の関心を惹起することが期待し難い事業、事業内容の改善の余地が乏しいと考えられる事業など、公開の場で議論するのにふさわしくない事業は対象としないものとする。

【行政事業レビュー実施要領3 (1) ②】

3. 原則、事業単位で1億円以上とする。

【行政事業レビュー実施要領3 (1) ③】

参考 1-2

平成 25 年 4 月 2 日策定
平成 26 年 3 月 14 日改正
平成 27 年 3 月 31 日改正
平成 28 年 3 月 29 日改正
平成 29 年 3 月 28 日改正
平成 30 年 3 月 28 日改正
行政改革推進会議

行政事業レビュー実施要領

目次

第1部 総論	3
1 基本的な考え方	3
2 体制整備	3
第2部 事業の点検等	5
1 レビューシート（行政事業点検票）の作成及び中間公表	5
2 外部有識者による点検	8
3 公開プロセス（各府省による公開事業点検）の実施	11
4 チームによる点検（サマーレビュー）及び概算要求等への反映	14
5 点検結果の最終公表等	15
6 新規事業及び新規要求事業の取扱い	15
第3部 基金の点検等	17
1 基金シート（基金点検票）について	17
2 地方公共団体等保有基金執行状況表について	20
3 出資状況表の作成・公表等	20
第4部 行政改革推進会議による検証等	22
1 行政改革推進会議による検証	22
2 秋の年次公開検証の実施	22
3 レビューの取組に係る行政改革推進会議への報告等	22
4 チーム責任者会合の開催	22
第5部 その他重要事項	23
1 優良な事業改善の取組の積極的な評価	23
2 その他重要事項	23

第1部 総論

1 基本的な考え方

行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）は、各府省自らが、自律的に、概算要求前の段階において、原則全ての事業について、予算が最終的にどこに渡り（支出先）、何に使われたか（使途）といった実態を把握し、これを国民に明らかにした上で、外部の視点も活用しながら、過程を公開しつつ事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させる取組であり、いわば「行政事業総点検」ともいうべきもの。

レビューは、行政の無駄の削減はもとより、事業の効果的、効率的な実施を通じ質の高い行政を実現するとともに、国の行政の透明性を高め（「見える化」を進め）、国民への説明責任を果たすために実施されるものである。

また、国からの資金交付により新設又は積み増し（以下「造成」という。）された基金（以下「基金」という。）については、適正かつ効率的に国費を活用する観点から、毎年度、各府省自らが執行状況等を継続的に把握し、使用見込みの低い資金は返納するというPDCAサイクルを確立していくことが重要であることから、レビューの枠組みの下、基金の適切な管理に向けた取組等を実施する。

2 体制整備

(1) 行政事業レビュー推進チーム

- ① 各府省は、以下の構成を基本とした「行政事業レビュー推進チーム」（以下「チーム」という。）を設置し、レビューの責任ある実施に取り組むこととする。

統括責任者：官房長（官房長のない省庁にあつては総括審議官等同等クラス）

副統括責任者：会計課長及び政策評価担当課長（会計課長及び政策評価担当課長のない省庁にあつては同等クラス）

メンバー：各局総務課長等。その他、チームの果たすべき役割を踏まえ、地方支分部局等を含めた関係者が連携・協力できるよう各府省で適切に選任、参画させる。

なお、各府省の判断により、統括責任者、副統括責任者をより上位の職位の者としてすることができる。その場合でも、官房長（官房長のない省庁にあつては総括審議官等同等クラス）、会計課長、政策評価担当課長はチームのメンバーとして参画するものとする。

- ② チームは、以下の取組を行うものとする。

【事業の点検等】

ア 事業所管部局による行政事業レビューシート（以下「レビューシート」という。）の適切な記入及び厳格な自己点検の指導

イ 外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取

ウ 外部有識者による公開の場での点検（以下「公開プロセス」という。）の対象となる事業の選定及び点検結果の聴取

- エ ア、イ及びウを踏まえた事業の厳しい点検（サマーレビュー）及び点検結果（所見）の取りまとめ
- オ チーム所見を踏まえた事業の改善状況の点検
- カ 当該府省全体の概算要求への反映状況の確認及び取りまとめ
- キ 行政改革推進会議による検証結果の以後の予算等への反映に係る指導
- ク 優良事業改善事例の選定等
- ケ 職員の資質向上に係る取組

【基金の点検等】

- コ 基金所管部局による基金の適切な管理を確保するための以下の取組に関する指導
 - ・ 基金シート及び地方公共団体等保有基金執行状況表の作成対象となる基金及び基金事業の正確な現況把握等
 - ・ 基金シート及び地方公共団体等保有基金執行状況表の適切な作成及び公表
 - ・ 基金の適切な自己点検の推進及び実施体制の整備
- サ 公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表の適切な作成・公表
- シ 官民ファンド等の出資の所管部局による、出資状況表の作成対象となる出資の現況把握等及び同表の適切な作成・公表等の取組の指導

(2) 行動計画の策定

- ① 各府省は、毎年度、4月中旬までに、現年度におけるレビューの行動計画を策定し、公表するものとする。
- ② 行動計画には、当該府省におけるレビューの取組体制、取組の進め方、スケジュール等を定めるものとする。特に、チームによる厳格な点検・指摘が確実に実施されるよう、チームの取組である(1)の②のアからシまでについて、具体的な取組の内容やその取組の担当者をチームで決定し、それを行動計画に位置付けることとする。

(3) 政策評価との連携

政策評価の取組との連携を図るため、各府省は、チームと政策評価担当部局との連携による、レビューと政策評価の一体的な推進を図るものとする。

第2部 事業の点検等

1 レビューシート（行政事業点検票）の作成及び中間公表

（1）事業単位の整理

各府省は、別紙で対象外としている事業を除く全ての前年度の事業（同年度限りで終了した事業を含む。以下「前年度事業」という。）について、別途、内閣官房行政改革推進本部事務局（以下「事務局」という。）が示す様式にしたがって点検の対象となる事業の単位（以下「事業単位」という。）を整理する。

事業単位の整理に当たっては、国民への分かりやすさや成果の検証可能性等に配慮することとし、適切な事業単位を設定した上で、「1事業1シート」の原則にのっとりレビューシートを作成することとする。その際、当該事業の概算要求額が300億円を超える事業につき1シートにより作成する場合は、その理由及び国民への分かりやすさなどを担保するために行った作成上の工夫について説明することとする。

（2）レビューシートの作成主体

① レビューシートは、各府省の全事業を対象に予算の計上府省において、事業所管部局が事業単位ごとに、別途、事務局が示す様式にしたがって作成する。

なお、独立行政法人に対する運営費交付金に係る事業については、運営費交付金に係るレビューシートとは別に、勘定単位の財務諸表におけるセグメント単位ごとに、別途、事務局が示す様式にしたがってレビューシートを作成する。

② 移替経費については、原則として、予算の計上府省が、支出した府省の協力を得て、レビューシートの作成、事業の点検（公開プロセスを含む。）を行うこととする。

③ 当年度予算において予算の計上府省を変更した、又は翌年度予算概算要求において予算の計上府省を変更する予定の事業については、変更前の府省及び変更後の府省それぞれにおいて、レビューシートの作成を行うこととする。

（3）レビューシートの作成

レビューシートの作成に際しては、国民への説明として分かりやすさを保ちつつ、十分に理解を得られるような記載となるよう努めるとともに、以下の点に特に留意するものとする。

① 「事業概要」欄には、事業目的を達成する手段として、誰（何）を対象に、どのような手段・手法で事業を行うのかについて記載する。また、補助金の類については、補助率等を記載するとともに、補助メニュー等の概要についても記載することとする。

② 成果目標は事業の効果検証に極めて重要であることから、成果目標及び成果実績（アウトカム）の記載に際しては、以下によることとする。

- ア 活動指標と混同することなく、事業実施により実現しようとする国民の利便性向上などの目標を成果目標とすること。
 - イ 成果目標の設定に当たっては、上位政策・施策との整合性を確保するのみならず、事業実施から成果の発現に至る過程を段階的に設定するなど、成果実績の把握可能性についても十分考慮すること。
 - ウ 成果目標は指標を用いてできる限り定量的に示すこと。また、その根拠となる統計・データを示すこと。
 - エ 現年度から起算して、事業の目標最終年度が10年以上先である事業については、「中間目標」欄に向こう3年以内の目標を記載すること。設定が困難な場合は、その理由を記載すること。
- ③ 事業の性格等によって定量的な成果目標の設定が困難な場合には、以下によることとする。
- ア 定量的な成果目標の設定が困難な理由を記載した上で、定性的な目標を必ず記載すること。
 - イ 事業の妥当性を検証するための代替的な目標や指標（例：事業の効率性、コスト削減額など）をレビューシート上に設定すること。
- ④ 地球温暖化対策など政府内で横断的な指標を設定すべき分野に属する事業については、横断的指標を設定することとする。また、横断的指標に係る数値の計算等に当たっては、計算方法等の共通化に努めるものとする。
- ⑤ 活動指標及び活動実績（アウトプット）については、必ず定量的に示すこととする。
- ⑥ 政策評価及び経済・財政一体改革との連携については、以下の考え方に基づき記載することとする。
- ア レビューと政策評価の連携を確保するため、目標管理型の政策評価の対象となる施策及び測定指標と当該施策を構成する事務事業に係るレビュー対象事業の成果との対応関係を明記するとともに、当該事業に関連する測定指標の達成状況を記載する。
 - イ レビューと経済・財政一体改革の連携を確保するため、「経済・財政再生アクション・プログラム2016」（平成28年12月21日経済財政諮問会議決定。）における改革項目及びKPIと、当該改革項目等に関連する事務事業に係るレビュー対象事業の成果との対応関係を明記するとともに、当該KPIの達成状況を記載する。
- ⑦ 「関連事業」欄には、事業目的如何にかかわらず、事業の対象や態様において実施内容が類似していると受け止められる可能性のある事業について、その所管府省名、事業番号、事業名等を記載するとともに、当該事業と関連事業の役割分担の具体的な内容を記載する。この際、関連事業を可能な限り幅広い範囲で捉え、積極的に国民に

対する説明責任を果たしていくものとする。

- ⑧ 予算に関する透明性を確保するため、予算の支出先やその費目・使途については、十分な把握を行い、以下の点に留意して記載することとする。
- ア 最終的な資金の受け手や予算の具体的な使途がわかるよう記載する。特に、補助金等の交付により造成された基金や交付金については、補助事業者のみならず間接補助事業者まで記載すること。
 - イ 入札等において一者応札・一者応募となった契約又は競争性のない随意契約に基づいて、前年度に、1者当たり10億円以上の支出を行った支出先（国庫債務負担行為等による場合は、契約総額が10億円以上となった契約先）については、その理由及び改善策を記載すること。
 - ウ レビューシートを活用する際の利便性向上を図る観点から、支出先の法人番号を記載すること。
- ⑨ 事業内容の理解に資する資料を適宜添付することは望ましい取組であるが、必要な情報を効率よく伝達するため資料の分量は最小限のものとする。

（4）事業所管部局による点検

事業所管部局は、予算の支出先、使途、成果・活動実績等を踏まえ、事業の厳しい点検を行い、その結果をレビューシートに分かりやすく記載する。その際、以下の点に特に留意するものとする。

- ・事業にどのような課題があり、その課題に対してどのように対応していくのかといった点検の具体的な内容について、可能な限り具体的な説明を行うこと。
- ・事業の効果検証や妥当性の検証に当たっては、成果目標や代替的な目標に照らし、実績に基づいて定量的に行うこと。
- ・レビューシートには、事業所管部局による点検を行った結果として「評価」を記載することとされているが、「評価に関する説明」欄において、当該「評価」をどのような根拠に基づき行ったのか十分に説明すること。
- ・事業の効果や効率化がどの程度進んでいるかなど経年での変化についても記載すること。

（5）中間公表

レビューシートについては、事業の目的、事業概要、各年度の執行額、成果目標、事業所管部局による点検結果、資金の流れ、費目・使途、支出先上位10者リストなど記入可能な事項を記入の上、

- ・公開プロセスの対象となる事業（以下「公開プロセス対象事業」という。）に係るものについては、原則として公開プロセスの開始日の10日前までに、
- ・その他の事業に係るものについては原則6月末、遅くとも7月上旬までに、各府省のホームページにおいて中間公表を行う。この際、レビューと政策評価の一覧性

に留意して、国民にとって分かりやすい公表を行うものとする。

2 外部有識者による点検

(1) 外部有識者の選任

① 各府省は、外部有識者を複数名選任し、「そもそも国費投入の必要性はあるのか」、「同じ予算でより多くの成果を引き出す工夫はないか」、「より少ない予算で同等以上の成果を引き出す工夫はないか」といった観点から、外部の視点を活用したレビューの実施に取り組むものとする。

その際、外部有識者による点検の対象事業の数に応じ、必要性・有効性・効率性の観点から、点検を十分に行うことが可能な数の外部有識者を確保することとする。

② 外部有識者は、以下のいずれかの要件を満たす者の中から、過去の実績、職歴等を勘案して選任するものとする。

ア 予算の実際の使われ方など予算執行の現場に知見を有する者

イ 行政全般、個別の行政分野の在り方等に識見を有する者

ウ 独立行政法人や公益法人の仕組み、実態、問題等に知見を有する者

エ 民間取引の実態や、地域や現場で生じている問題等に知見を有する者

③ 外部有識者の選任や、(2)の行政事業レビュー外部有識者会合の意思決定等への関与に当たっては、特に利益相反が生じることのないよう留意する。このため、外部有識者のうち、点検対象事業の執行に関し利害関係がある者及び過去3年間において点検対象事業に関係する審議会、検討会等（点検対象事業が審議対象に含まれる審議会、検討会等のみならず、それらの上位の審議会、検討会等を含む。）の委員、専門委員等になっていた者は、当該事業に係る点検を行うことができないこととする。

④ 各府省が選任する外部有識者が②及び③に照らして不適當であると認められる場合は、事務局は、各府省に対し、意見を述べることができる。

⑤ 各府省は、選任した外部有識者のリストを各府省のホームページにおいて公表するものとする。

(2) 外部有識者会合

① 各府省は、(1)で選任した外部有識者によって構成される「行政事業レビュー外部有識者会合（以下「外部有識者会合」という。）」を設置する。また、公開プロセス対象事業の選定に係る外部有識者会合の開催に当たっては、事務局が選定した公開プロセスに参加する外部有識者を加えた上で開催するものとする。

② 外部有識者会合は、外部有識者それぞれの特性や専門性を十分に活用しつつ、以下の取組を行うものとする。その際、チームは(1)の①に掲げる外部有識者に期待さ

れる役割や事業を点検する上での留意点について、外部有識者に対し周知する。また、必要に応じ、事務局から外部有識者に対して当該留意点を説明する機会を設ける。

ア 外部有識者による事業の効率的・効果的な点検のための調整

イ 当該府省におけるレビューの取組状況の随時点検、必要に応じた意見の提出

ウ 当該府省におけるレビューの取組を踏まえた、翌年以降の取組に向けた改善点に関する意見の提出（レビューシート最終公表後）

③ 各府省は、外部有識者会合の議事概要及び資料を速やかに各府省のホームページにおいて公表するものとする。

④ 政策評価の取組との連携を図るため、各府省は、レビューの外部有識者会合と、政策評価に関する外部の有識者によって構成される同種の会合の合同開催に努めるものとする。

（3）対象事業の選定

① チームは、以下の基準のいずれかに該当する事業について、外部有識者に点検を求める必要がある。

ア 前年度に新規に開始したもの（前年度の補正予算に計上され、新規に開始したものを含む。）

イ 現年度が事業の最終実施年度又は最終目標年度に当たるもの

ウ 前年度のレビューの取組の中で行政改革推進会議による意見（第4部の1）の対象となったもの

エ その他、翌年度予算の概算要求に向けて事業の継続の是非等を判断する必要があるもの

なお、アに該当する事業であるものの、事業の執行が進んでいない、又は効果が十分に発現していない等の理由により、外部有識者が十分な事業の点検を行うことができず引き続き翌年も点検を実施する必要があると判断した場合、チームは、その旨をレビューシートの所定の欄に記載するとともに、翌年も当該事業の点検を外部有識者に求めるものとする。

② チームは、①の他に、全てのレビュー対象事業が少なくとも5年に一度を目途に外部有識者の点検を受けることになるよう、前年度事業（補正予算に計上された事業を含む。）の中から事業を選定し、外部有識者に点検を求めるものとする。この場合、特に、

- ・ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連する事業
- ・ 前年度に事業内容が大幅に見直され、実施されたもの又は翌年度予算の概算要求に向けて事業内容の大幅な見直しを検討している事業
- ・ 前年度の補正予算に計上された事業

- ・ 1 (3) ⑧イに該当する支出先又は契約先を含む事業
 - ・ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの等、外部の視点による事業の点検の必要性が高いと判断される事業
- を重点的に選定する。

その際、客観性を向上させ、外部有識者の知見が十分に活かせるよう、外部有識者会合を活用し、選定の考え方について外部有識者の理解を得て選定を行うとともに、対象事業数に年ごとの偏りが生じないよう選定を行うこととする。

- ③ 外部有識者は、各府省が選定した事業に対して、追加や変更を申し出ることができる。各府省は、外部有識者の申出に対して誠実に対応するとともに、申出のとおり対応しない場合は、当該申出の内容及び申出のとおり対応しない理由を各府省のホームページにおいて公表するものとする。
- ④ 外部有識者による追加や変更の申出の機会を確保するため、各府省は、対象事業を決定した後、各府省に対して、速やかに対象事業を通知するとともに、当該申出の受付期間を通知した日から起算して少なくとも5日間（土日、祝日を除く。）設けることとする。

(4) 所見欄への記入

- ① チームは、外部有識者による点検の結果を、外部有識者の所見として、レビューシートの上記の欄に記入する。

この際、外部有識者による事業の改善すべき点の指摘や、検討すべき課題についての提案等を記載するものとし、また、このような外部有識者による指摘・提案等が積極的に行われるよう、外部有識者会合を活用して周知を行うものとする。

- ② 外部有識者による点検の実効性と透明性を確保するため、外部有識者の所見を記入する際に、当該所見が事業の問題点に関する指摘を含まないものである場合は、点検を行った外部有識者の氏名を明記することとする。

(5) 外部有識者への情報提供等

各府省は、外部有識者が適切な点検を行えるよう十分な情報を提供するとともに、外部有識者から資料の提供、ヒアリングの実施等の要請があった場合には、誠実かつ迅速に対応するものとする。

また、外部有識者が上位の政策・施策に遡った点検を行うことができるよう、政策評価におけるデータ等も積極的に提供するものとする。

(6) 外部有識者所見の取扱い

- ① 各府省は、外部有識者の所見を概算要求に向けての事業の検討において活用する

とともに、異なる対応を行う場合には、十分な説明責任を果たす必要がある。

② ①が徹底されるよう、次に掲げる取組を行うものとする。

ア チームは、自らの役割として、指摘を行った外部有識者と関係事業所管部局との調整を行う。

イ 関係事業所管部局は、外部有識者の所見を踏まえてどのように点検・改善を行ったのか、その調整過程について、レビューシートの「所見を踏まえた改善点」の欄に記載する。

(7) 外部有識者による講評

各府省は、公開プロセスを含む外部有識者による点検終了後、各府省におけるレビューの取組全般について、外部有識者が大臣、副大臣又は大臣政務官に対して、直接に講評を行う機会を設けなければならない。直接講評を行う外部有識者には、事務局が選定した外部有識者を必ず含むものとする。講評の場に出席できない外部有識者に対しては、書面等による講評を行う機会を与えるものとする。なお、公正取引委員会、個人情報保護委員会、原子力規制委員会においては、大臣、副大臣又は大臣政務官に代えて、各委員会の委員長に対して講評することができる。

3 公開プロセス（各府省による公開事業点検）の実施

(1) 対象事業の選定

① チームは、2の(3)の外部有識者による点検の対象事業のうち、以下の基準のいずれかに該当するもののほか、事務局が、公開プロセスの候補事業に追加すべきと判断したことから公開プロセス対象事業を選定することとする。

その際、客観性を向上させ、公開点検が望ましいと判断されるものが国民の視点で選定されることが重要であることから、外部有識者の知見が十分に活かせるよう、チームが幅広い候補事業を外部有識者会合に示し、外部有識者の理解を得て絞り込みを行うこととする。

また、外部有識者への候補事業の提示に当たっては、政策評価書等を活用して、所管事業全体の中で対象事業の位置づけを明示するとともに、その対象事業の中から候補事業を選定した理由、候補事業の問題点を的確にとらえた論点案を具体的に提示するものとする。

ア 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの

イ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの

ウ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの

エ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの（複数も可）

オ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの

- ② 公開プロセス対象事業の選定にあたり、論点が専門的・技術的に過ぎ国民の関心を惹起することが期待し難い事業、事業内容の改善の余地が乏しいと考えられる事業など、公開の場で議論するのにふさわしくない事業は対象としないものとする。
- ③ 公開プロセス対象事業について、全体として予算規模が少額のものに偏ることのないよう、バランスに配慮した選定を行うものとする。また、公開プロセスを効果的かつ効率的に実施するため、原則として、事業単位で1億円未満のものについては対象としないものとする。ただし、複数の1億円未満の事業を一括りにして、その総額が1億円を超える場合や、1億円を超える事業の数が限られている府省において、公開の場での外部の視点による点検を行うことが有効と判断される事業がある場合などは、この限りではない。
- ④ 各府省は、公開プロセス対象事業の数を当該府省の外部有識者による点検の対象事業数の多寡等を踏まえて判断する。また、公開プロセスの実施期間はおおむね1～2日程度を目途に、事業数に応じて設定するものとする。なお、レビューの対象事業数が少なく、かつ、①の基準に該当する事業がないと考える府省は、公開プロセスの取扱いについて、事業単位を整理する段階で、事務局に事前に協議を行うものとする。
- ⑤ 公開プロセスに参加する外部有識者は、各府省が選定した事業に対して、追加や変更を申し出ることができる。各府省は、外部有識者の申出に対して誠実に対応するとともに、申出のとおり対応しない場合は、当該申出の内容及び申出のとおり対応しない理由を各府省のホームページにおいて公表するものとする。
- ⑥ 公開プロセスに参加する外部有識者による追加や変更の申出の機会を確保するため、各府省は、対象事業を決定した後、各有識者に対して、速やかに対象事業を通知するとともに、当該申出の受付期間を通知した日から起算して少なくとも5日間（土日、祝日を除く。）設けることとする。
- ⑦ 事務局は、各府省が選定した公開プロセス対象事業のほかに、又はその一部若しくは全部に替えて、上記に照らし、例えば、過去に公開プロセスの対象となった事業や行政改革推進会議において指摘のあった事業など、公開プロセスの対象に追加すべき事業があると判断する場合、各府省に対し、対象事業を追加させることができる。

(2) 外部有識者の選定方法

- ① 公開プロセスに参加する外部有識者は6名とし、各府省が3名を選定し、行政改革推進会議の意見を踏まえて事務局が3名を選定する。各府省は、外部有識者から取りまとめ役を指名する。

- ② 各府省においては、2の(1)で選任した外部有識者が公開プロセスに参加することを基本とするが、やむを得ない事情がある場合は、同じ基準で外部有識者を追加的に選任し、公開プロセスに参加させることができる。

(3) 事前勉強会及び現地ヒアリングの実施等

各府省は、公開プロセスの実施に先立ち、外部有識者に対し、公開プロセス対象事業に係る事前勉強会及び現地ヒアリングの機会を随時提供するとともに、外部有識者から資料の提供、現地ヒアリングの実施等の要請があった場合には、誠実かつ迅速に対応するものとする。

また、事務局は、公開プロセスの事前準備や当日の議事運営に関し留意しなければならない点を運営要領としてまとめ、各府省を通じ事前に公開プロセスの参加者に周知徹底するものとする。

(4) 公開プロセスの進め方

- ① 公開プロセスは、6月上旬から中旬までを目途に実施することを原則とする。
- ② 公開プロセスは、チームの統括責任者又は副統括責任者の進行の下で実施する。進行役は、それぞれの事業の点検の冒頭に論点を説明するとともに、議事の公正な進行に努めるものとする。
- ③ 公開プロセスは、インターネット生中継により公開性を担保することを原則とし、傍聴も可能とするよう努めるものとする。特に、生中継を行わない場合には、必ず何らかの形で同時性を確保した公開を実施するものとする。
- ④ 公開プロセスの結果及び議事録は速やかに各府省のホームページにおいて公表するものとする。
- ⑤ 公開プロセスにおける点検・議論は、無駄の削減の観点だけでなく、より効果の高い事業に見直すとの観点から熟議型により行うこととする。

外部有識者は、公開の場における事業所管部局との質疑及び意見交換を経た後、「廃止」、「事業全体の抜本的な改善」、「事業内容の一部改善」又は「現状通り」の4つのいずれかに投票する。それぞれの選択肢の基本的な考え方は以下のとおり。

なお、選択肢について、外部有識者によって受け止め方が異なることのないよう、チームは、外部有識者会合の場などを活用し、外部有識者間で事前に認識を共有するものとする。

 - ・ 廃止：「事業目的に重大な問題がある」、「地方自治体や民間等に委ねるべき」、「効果が見込めない事業内容や実施方法となっている」などの状況にあり、事業の存続自体に問題があると考えられる場合

- ・事業全体の抜本的な改善：事業の存続自体を問題とするまでには至らないが、事業全体として「事業内容が事業目的の達成手段として有効でない」、「資金が効率的に使われていない」、「効果が薄い」など、十分に効果的・効率的な事業となっておらず、事業内容を大幅かつ抜本的に見直すべきと考えられる場合
- ・事業内容の一部改善：より効果的・効率的な事業とするため、事業の中の一部のメニューの改廃、事業実施方法や執行方法の一部の改善等によって、事業内容の一部を見直すべきと考えられる場合
- ・現状通り：特段見直す点が認められない場合等

⑥ 取りまとめ役は、票数の分布、外部有識者のコメント、質疑及び議論の内容等を総合的に勘案して、評価結果及び取りまとめコメントの案を提示する。外部有識者は、提示された評価結果及び取りまとめコメントの案に対し意見を述べることとし、それらの意見を踏まえ、取りまとめ役は、必要な修正を加えた最終的な評価結果及び取りまとめコメントを公表するものとする。

評価結果は、外部有識者の評価において最も票数が多い選択肢を基本とし、票数が分散した場合等には、改めて時間をとって外部有識者間で議論し、一つの結論を出すことを目指すものとする。

⑦ また、他の事業の徹底した見直しを通じて財源を捻出することを前提として、「伸ばすべきものは伸ばす」との観点から、⑤の選択肢の中から評価結果を確定させた上で、対象事業を強力に推進する旨の意見を取りまとめコメントに反映することも可能とする。

⑧ チームは、公開プロセスの評価結果及び取りまとめコメントを、レビューシートの所定の欄に記入するものとする。

(5) 結果の取扱い

評価結果及び取りまとめコメントは、事業見直しの方向性や見直しの内容を外部の視点から提示するものであって、概算要求に当たっての各府省の判断を示すものではない。しかしながら、公開の場での議論の結果であることを踏まえ、各府省は概算要求に向けての事業の検討において尊重するとともに、異なる対応を行う場合は、十分な説明責任を果たす必要がある。

4 チームによる点検（サマーレビュー）及び概算要求等への反映

(1) 点検を行う体制

点検を行う事業の数が数百にも及ぶような府省においては、事業の十分な点検を行う観点から、チームの下に複数のワーキングチームを設け分担して点検を行うなど、厳正な点検を効率的に行える体制を整備するものとする。

(2) 所見欄への記入

チームは、点検結果を所見としてレビューシートの所定の欄に記入するものとする。この場合、3の(4)の⑤に定義されている「廃止」、「事業全体の抜本的な改善」、「事業内容の一部改善」又は「現状通り」との評価結果を明記した上で、具体的な所見を記入するものとする。

(3) 概算要求等への反映

各府省は、チームの所見を翌年度予算の概算要求や予算執行等に的確に反映するものとする。この際、国民への説明責任を果たす観点から、チーム所見を踏まえてどのように点検を行ったのか、どのように改善を行ったのかなど、その反映状況等について、レビューシートの「所見を踏まえた改善点」の欄に分かりやすく記述するものとする。

なお、改善点・反映状況が、外部有識者の所見や公開プロセスの評価結果及び取りまとめコメントと異なる内容となる場合には、その理由を具体的に記載することとする。

5 点検結果の最終公表等

(1) レビューシートの最終公表

各府省は、チームの所見と所見を踏まえた事業の改善点、翌年度予算概算要求における要求額等を記入したレビューシートを、翌年度予算概算要求の提出期限後1週間以内に公表するものとする。この際、レビューと政策評価の一覧性に留意して、国民にとって分かりやすい公表を行うものとする。

(2) 概算要求への反映状況の公表

各府省は、チームの所見の各事業への反映状況や反映額の総額等を取りまとめ、別途、事務局が示す様式に記入の上、翌年度予算概算要求の提出期限後1週間以内に公表するものとする。

6 新規事業及び新規要求事業の取扱い

(1) レビューシートの作成、公表

① 事業所管部局は、前年度事業のほか、

- ・現年度に新規に開始した事業（以下「新規事業」という。）
- ・翌年度予算概算要求において新規に要求する事業（以下「新規要求事業」という。）

についても、レビューシートを作成する。

当該レビューシートには、事業の目的、概要、成果目標・成果実績、活動指標・活動実績、単位当たりコストなど記入可能な事項を記入する。

② 各府省は

- ・新規事業については、前年度事業と同じ時期に、
- ・新規要求事業については、翌年度予算概算要求の提出期限後2週間以内に、公表を行う（新規要求事業については中間公表を要しない。）

なお、新規事業は、前年度事業と同時期に、別途、事務局が示す様式にしたがって事業単位を整理するものとする。

(2) チームによる点検及び概算要求等への反映

- ① チームは、新規事業及び新規要求事業について、事業の必要性、効率性及び有効性の観点から、計画が適切に立てられているか、資金が効率的、効果的に用いられる仕組みとなっているか等について点検を行うほか、十分な情報の開示など透明性が確保されているか等について点検を行い、点検結果を所見としてレビューシートの所定の欄に具体的に記入する。
- ② 各府省は、チームの所見を概算要求や予算執行等に的確に反映することとする。
- ③ 各府省は、チームの所見の各事業への反映状況や反映額の総額等を取りまとめ、別途、事務局が示す様式に記入の上、
 - ・新規事業については、前年度事業と同じ時期に、
 - ・新規要求事業については翌年度予算概算要求の提出期限後2週間以内に、それぞれ公表するものとする。

第3部 基金の点検等

各府省は、基金について、毎年度、以下の取組を通じ透明性を確保するとともに、余剰資金の有無等に係る厳格な点検を行うものとする。また、各府省は、国からの出資により事業を実施している場合には、毎年度、執行状況等を分かりやすい形で公表するものとする。

1 基金シート（基金点検票）について

(1) 基金シート等の作成、公表

各府省は、基金のうち、公益法人等に造成された基金について、以下の定め及び別途事務局が定める様式等により、基金シート及び公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表（以下「一覧表」という。）を作成し、基金シート及び「一覧表」を公表するものとする。

なお、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）に基づく見直しの状況等については、基金シートにおいて明示するものとする。

(2) 基金シートの作成対象となる基金

基金シートの作成の対象となる基金は、次の①～④の全ての条件に該当するものとする（2(1)～(4)により地方公共団体等保有基金執行状況表を作成、公表している基金を除く。）。

① 造成の原資

国から交付された資金（補助金・交付金・貸付金・拠出金等）の名称や資金の交付方法（直接交付・間接交付）の別を問わず、国から交付された資金（地方交付税交付金を除く。）の全部又は一部を原資として造成したものであること。

② 資金の保有期間等

次のア～ウのいずれかに該当するものであること。なお、保有される資金の名称（〇〇積立金、〇〇勘定、〇〇資金等）の如何は問わない。

ア 国から資金の交付を受けた年度内に当該資金の全額を支出せず、次年度以降にかけて支出することを目的として保有されているもの（独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「独立行政法人等」という。）に係る運営費交付金債務を除く。）。

イ 上記目的の如何にかかわらず、2年を超えて資金が保有されているもの。

ウ 資金の保有の有無にかかわらず、貸付等（出資を含む。以下同じ。）の事業を実施するもののうち、返済等を原資として複数年度にわたり再度又は繰り返して貸付等を行うもの。

③ 基金残高

次のア～ウのいずれかに該当するものであること。

- ア 前年度末に基金残高を有するもの(既に廃止が決定されたが国庫返納をせず残高を有しているものを含む)。
- イ 基金を用いて行う事業(以下「基金事業」という。)の終了や国庫返納等に伴い前年度中に基金残高が無くなったもの(新規募集の終了後、補助事業者の成果報告や財産処分等の完了後の事務処理など後年度において費用が発生する事務のみを実施するもの等を含む)。
- ウ 前年度末に基金残高を有していないが、基金を原資とする貸付等の残高を有するもの。

④ 基金の造成法人等

国から直接交付又は間接交付された資金により次に掲げる法人等に造成したものであること。

- ・独立行政法人等、特別民間法人、公益法人、一般法人、特殊法人、認可法人、特定非営利活動法人、株式会社、法人格のない組合等

(3) 基金シートの担当府省

基金シートの作成・公表の担当府省は、次のとおりとする。

- ① 基金の造成に充てられた資金を予算計上した府省が、当該基金の基金シートの作成・公表等を行う。また、複数の府省において、同一の基金事業に係る資金が予算計上されている場合は、記載内容について相互に調整した上で、それぞれ基金シートを公表する。
- ② 復興庁で計上した予算について、各府省からの資金交付により、基金が造成された場合は、各府省の協力を得て、復興庁において取りまとめて公表する。他の移替経費についても予算を計上した府省が取りまとめて公表する。

(4) 基金シート等の公表の時期等

① 公表時期

各府省において作成した基金シートについて、7月末を目途に中間公表を行い、チーム及び事務局による点検を経た上で、9月末を目途に最終公表を行う。また、「一覧表」は基金シートの最終公表と併せて公表する。

② 公表単位

- ・基金事業別に基金シートを作成するものとする。なお、基金事業の単位の整理に当たっては、国民への分かりやすさや余剰資金の有無の検証可能性等に配慮し、適切な基金事業の単位を設定するものとする。
- ・公表に当たっては、基金と基金事業との対応が明確になるよう同じ基金で実施している基金事業をまとめて掲載するなど、一覧性に配慮するものとする。

(5) 基金シートを通じた基金の点検等

各府省における基金シートを通じた基金の点検に当たっては、「基金基準」及び「基金の再点検について」（平成28年11月28日行政改革推進会議取りまとめ）を踏まえ、以下のとおり厳格に点検を実施し、余剰資金について国庫返納を行うものとする。

① 基金の点検等

ア 「保有割合」の基礎となる事業見込みに合理性や現実性を欠くことがないよう過去の執行実績や具体的な需要等を基に、精度の高い事業見込みを算定し、これに基づく「保有割合」の計算を実施する。

イ 将来に発生しうる損失への備えを目的とした事業については、当該事業で備えるべき損失の範囲（対象とする期間や、経費の内容等）を明確にした上で、当該損失に応じた合理性ある事業見込みを算定し、これに基づく「保有割合」の計算を実施する。

ウ 執行促進を目的として事業執行期間中に行う条件緩和や制度拡充には厳格に対応し、原則として余剰資金を国庫返納させるとともに、終了期限の延長についても、同様に厳格に対応する。

エ 個別具体の事業を基金方式により実施することの必要性については、個々の事業の性質に応じて適切に判断する。特に、以下の3類型に該当しない事業については、基金方式によることなく実施できないか真摯に検討する。

- ・不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業
- ・資金の回収を見込んで貸付け等を行う事業
- ・事業の進捗が他の事業の進捗に依存する事業

オ 需要の大幅な減少等により低調な執行が継続している基金事業は、意義や有効性に問題があると考えられる。レビューシートや基金シートにおける成果目標の達成状況などを踏まえ、廃止を含め基金事業の在り方について検討する。

② 基金の設置法人等の適格性の点検

基金を造成する法人等の適格性を担保する観点からチームは、基金の設置法人等の選定について以下のとおり点検を行うものとする。

ア 基金を新設した場合における基金の設置法人等の申請条件や審査項目、選定経緯について、他事業に比べて過度に制限的になっていないか、事業執行能力の審査が適切に実施されているか等の観点から点検する。

イ 既設の基金について、基金の大幅な積み増しにより事業量が拡大した場合や所期の円滑な業務運営が実現しない場合等必要に応じ基金の設置法人等の適格性を点検する。

③ 基金への拠出時期・額の適切性の点検

基金の効率的な活用を図るため、基金へ拠出を行う場合、基金への拠出時期及び額が、事業の性質に応じて年度当初の一括交付が必要であったか、基金事業の実施状況に応じたものとなっているかについて基金シートにおいて明らかにする。

2 地方公共団体等保有基金執行状況表について

(1) 地方公共団体等保有基金執行状況表の作成、公表

各府省は、地方公共団体等に造成された基金（以下「地方公共団体等基金」という。）について、以下の定め及び別途事務局が定める様式等により、地方公共団体等保有基金執行状況表（以下「執行状況表」という。）を作成し、公表するものとする。

(2) 執行状況表の作成対象となる基金

執行状況表の作成の対象となる基金は、1（2）①～③に定める条件及び次の基金の造成団体等に係る条件の全てに該当するものとする。

・基金の造成団体等

次のア又はイのいずれかに該当するものであること。

ア 国から直接交付又は間接交付された資金を原資として基金を造成した地方公共団体

イ 国から資金交付を受けた地方公共団体から間接交付された資金を原資として基金を造成した次に掲げる法人等

・独立行政法人等、特別民間法人、公益法人、一般法人、特殊法人、認可法人、特定非営利活動法人、株式会社、法人格のない組合等

(3) 執行状況表の担当府省

執行状況表の作成・公表の担当府省は、1（3）のとおりとする。

(4) 執行状況表の公表の時期等

① 公表時期

各府省において作成した執行状況表について、9月末を目途に公表を行う。

② 公表単位

執行状況表のうち、総括表は基金の造成原資別とし、個別表については基金の造成団体等別とする。

(5) 地方公共団体等基金の精査等

各府省は、地方公共団体等基金について、地方公共団体の事務負担に留意しつつ、1（5）を踏まえて精査を行い、余剰資金があれば、地方公共団体に国庫納付を促すものとする。

3 出資状況表の作成・公表等

(1) 出資状況表の担当府省

国から出資を受けた法人等を所管する府省が出資状況表の作成・公表を行うものとする。また、複数の府省により同一の法人等を共管している場合は、記載内容について相互に調整した上で、それぞれ出資状況表において公表する。

(2) 出資状況表の作成・公表

各府省は、別途事務局が定める様式等により、出資状況表を作成し、9月末を目途に公表を行うものとする。

第4部 行政改革推進会議による検証等

1 行政改革推進会議による検証

行政改革推進会議は、各府省の点検が十分なものとなっているか、点検結果が的確に概算要求に反映されているか、公表内容が十分なものとなっているか等について検証を行い、必要に応じ、検証の結果が予算編成過程、制度改正等で活用されるよう意見を提出するものとする。

2 秋の年次公開検証の実施

「行政改革推進会議による検証の強化について」（平成27年3月31日行政改革推進会議決定）に基づき、レビューシートの最終公表後に、秋の年次公開検証（以下「秋のレビュー」という。）を実施する。

各府省は、秋のレビューにおける指摘事項を、以後の予算等に適切に反映することとする。

3 レビューの取組に係る行政改革推進会議への報告等

(1) 各府省は、行政改革推進会議からの求めに応じ、レビューの取組に係る報告等を行うものとする。

(2) 事務局は、1及び2の意見等に対する各府省の対応状況について、適時にフォローアップを行い、その結果を行政改革推進会議に報告するものとする。

4 チーム責任者会合の開催

各府省のレビューの取組の改善につなげるため、チームの責任者を集めた会合を必要に応じ行うものとする。

第5部 その他重要事項

1 優良な事業改善の取組の積極的な評価

(1) 各府省による自主的な事業改善の取組の評価

- ① 各府省において、チームは、事業所管部局による自主的な事業改善の取組のうち、優れた取組を優良事業改善事例として積極的に評価するとともに、府省内に普及させていくものとする。

なお、優良事業改善事例については、翌年度予算概算要求までを目途にレビューシートとともに評価内容等を各府省のホームページにおいて公表することとする。

- ② 自主的な事業改善の取組については、レビューシートの「事業所管部局による点検・改善」の「点検・改善結果」欄に、その具体的内容を記載するものとする。

- ③ 優良事業改善事例の選定に当たっては、次の観点を考慮するものとする。

ア 事業効果や執行実態を把握・分析した上で、事業内容や執行上の課題が的確に抽出されていること。

イ 事業内容について、課題を踏まえた有効な改善がなされていること。

ウ 事業改善の取組において、独創性や創意工夫が発揮されていること。

エ グッドプラクティスとして共有可能な汎用性のある取組であること。

(2) 優良事業改善事例等を参考とした積極的な事業改善

各府省は、優良事業改善事例を参考として、積極的な事業改善に努めるものとする。

2 その他重要事項

(1) 国民へのレビューの周知広報等

- ① 事務局は、公表されたレビューシートや基金シートを元に、レビューに関する国民からの意見募集を行い、結果を各府省に伝達するとともに、行政改革推進会議による検証等に活用するものとする。

- ② 事務局は、データの集計や府省横断的な分析・検証に資するよう、レビューシートの主要事項についてデータベースを作成・公表し、主要政策・施策及び主要経費別の表示も可能とする等、国民による利活用の促進を図るものとする。

- ③ 事務局は、レビューの取組が広く国民に知られるよう、これらの取組を通じ、効果的・効率的な周知・広報に努める。

(2) 人事評価への反映

各府省は、優良事業改善事例を始め、レビューの取組を通じ、職員が厳格な事業の点検や積極的な事業見直しを行った場合、当該職員の人事評価に適切に反映されるよう努めるものとする。

(3) 職員の資質向上等

- ① 予算に対する公務員の意識改革や政策立案能力の底上げを図る観点から、レビューを活用した若手職員の研修を充実させるものとする。
- ② チームは、レビューにおける自己点検をより一層実効性のあるものとするため、研修等を活用して、職員に対して指導を行うものとする。なお、指導の際には、レビューシート各記載項目の趣旨を的確に捉えて作成されており、国民の目から見て分かりやすい記述と評価できるレビューシートを例として用いるものとする。

(4) その他レビューの実施に必要な事項

本実施要領のほか、レビューの実施に必要な事項は、事務局から随時提示し、各府省においては、事務局と調整しながらレビューを実施するものとする。

行政改革推進会議は、本実施要領や事務局から提示された事項に則してレビューを行っていない府省があると認める場合は、必要な改善が行われるよう意見を提出するものとする。

(別紙)

行政事業レビューにおける点検の対象外の事業について

以下の事業については、行政事業レビューにおける点検の対象外とする。

① 個別事業と直接関連づけることが困難な共通経費

- ・ 人件費（定員管理している国家公務員に限る。）
- ・ 各府省の事務的経費（「(項) ○○府省共通費」のうち「○○本省一般行政経費に必要な経費」及びその類似経費として計上・執行している分に限る。）

※ 類似経費として取り扱うものの参考基準については参考参照

② 国債費、地方交付税交付金

③ そのほか、別表の対象目整理表で対象外としているもの。

(参考)

類似経費として取り扱うものの参考基準

- 1 名称が「〇〇府省共通経費」ではないが、一般行政経費として扱っているもの。
例：〇〇庁共通費（〇〇庁一般行政に必要な経費）
- 2 共通経費に計上していないが、一般行政経費として取り扱っているもの。
例：〇〇〇〇総合研究所（〇〇〇〇総合研究所に必要な経費）
〇〇業務費（〇〇大学校に必要な経費）
- 3 特別会計の業務（事務）取扱費（業務（事務）取扱いに必要な経費）
- 4 共通経費に計上しているが、一般行政経費として扱っていないもののうち、
 - ① 法令に基づき設置されている審議会の経費
 - ② 職員に直接支出する旅費のみで構成されている事業
- 5 予算上、個別事業と関連づけできるため共通経費以外の（項）に計上している事務的経費で、正規職員が直接費消する旅費や備品、消耗品等の庁費のみで構成されている事業（庁費であっても、調査研究等外部に発注し行うような経費は、類似経費には該当しない）。

注）これらの経費について、各府省の判断で、行政事業レビューにおける点検対象とすることを妨げるものではない。

(別表)

対象目整理表

目番号	目	対象／非対象	備考
01	議員歳費	×	立法府経費のため
02	職員基本給	○	定員管理している国家公務員に係る人件費のみ対象外
03	職員諸手当	○	〃
04	超過勤務手当	○	〃
05	諸手当	○	
06	雑給与	○	
07	報償費	×	現在用途を明らかにしているものは対象
08	旅費	○	
09	庁費	○	
10	原材料費	○	
11	立法事務費	×	立法府経費のため
12	議員調査研究費	—	該当なし
13	渡切費	—	該当なし
14	委託費	○	
15	施設費	○	
16	補助金の類	○	
17	交際費	○	
18	賠償償還及び払戻金	○	
19	保証金	×	訟務関係のため
20	補償金	○	
21	年金及恩給	○	
22	他会計へ繰入	×	繰入れ先の支出目で対象か否か判断
23	貸付金	○	
24	出資金	○	
25	供託金利子	×	訟務関係のため
00	公共事業関係費の目	○	
	その他（予備費）	×	使用時は支出目で対象か否か判断

注)「○」は対象であることを、「×」は非対象であることを意味する。

また、「(項) ○○府省共通費」のうち「○○本省一般行政経費に必要な経費」及びその類似経費として計上しているものは対象から除く。

事 務 連 絡
平成 30 年 4 月 5 日

各府省 行政事業レビュー担当官 殿

内閣官房行政改革推進本部事務局

行政事業レビュー公開プロセス上の留意点について

平素より行政改革推進本部及び行政改革推進会議の運営に御協力いただき、感謝申し上げます。

公開プロセス等の実施については、実施要領第 2 部 3 (3) に基づき、公開プロセスの事前準備や当日の議事運営に関する留意点について、下記のとおりまとめましたので、これに従い準備等を進めていただきますようよろしくお願いいたします。

なお、追加すべき留意点があれば、随時御連絡します。

記

1 公開プロセス前の準備

(1) 外部有識者会合

- ① 行政事業レビュー推進チーム（以下「チーム」という。）は、実施要領 3 (1) ①に基づき、外部有識者への公開プロセス候補事業の提示に当たっては、外部有識者点検対象事業の中から公開プロセス候補事業を選定した理由を具体的に説明するとともに、公開プロセス候補事業の問題点を的確にとらえた論点案を具体的に提示すること。
- ② 公開プロセス対象事業は、外部有識者の理解を得て絞り込みを行い、チームが選定することとしているが、その際、外部有識者の投票結果に基づき公開プロセス対象事業を選定する場合には、府省選定外部有識者と事務局選定外部有識者の人数差による不均衡が発生しないように留意すること。

(2) 事前勉強会

- ① チームは、個別事業の説明前に、公開プロセス対象事業の選定経緯及び選定理由を説明すること。
- ② 公開プロセス当日の限られた時間の中で、有意義な議論を行うため、事前勉強会において、対象事業に係る論点案を外部有識者に提示し、必要に応じ、外部有識者の問題意識やコメントを踏まえて修正すること。修正した論点案については、公開プロセス前日までに、外部有識者に送付するとともに、ホームページに公表すること。また、公開プロセスの場で配布すること。なお、当然のことながら、当日において、当該論点案以外の論点について議論することが妨げられるものではない。

- ③ 外部有識者に対し、想定する論点を念頭に置きながら事業の実態及び問題点等の情報を十分に提供すること。特に、公開プロセス対象事業が属する政策・施策全体の中で当該事業がどのような位置づけにあるのか、経済・財政一体改革における改革項目及びKPI並びに政策評価とどのような関係にあるのかなどが外部有識者にも分かるよう説明すること。
- ④ 公開プロセスにおける各選択肢の意義を外部有識者と共有するため、実施要領第2部3(4)⑤に定義されている「廃止」、「事業全体の抜本的な改善」等の選択肢について、その意義及び以下の点を十分に説明すること。
 - ・ 事業が「廃止」と判定されることで、当該事業の上位の政策・施策の目的の妥当性や意義・必要性まで否定されるものでは必ずしもないこと。
 - ・ このため、取りまとめコメントを的確に反映した上で、政策・施策の目的に照らし、真に有効かつ効率的な事業を別途新規に立ち上げることを妨げるものではないこと。

(3) 外部有識者への対応

- ① 公開プロセスの実施に当たっては、公正性の確保が重要であることから、各府省においては、関係法人・業者等利害関係者からの内々の働きかけを防止するため、事務局選定外部有識者を含む全ての外部有識者に対し、万一、事案が発生した場合には、チームに速やかに連絡するよう適宜注意喚起を行うこと。
- ② 外部有識者から資料提供の要請があった場合には、誠実かつ迅速に対応するとともに、他の外部有識者及び事務局にも当該資料を共有すること。また、事前勉強会後に、説明資料の記載に変更があった場合にも、速やかに共有すること。
- ③ 各府省が、事務局選定外部有識者にメールにより連絡を行う場合には、必ず事務局の担当者をメールのCCに入れること。

(4) その他

- ① インターネット視聴者等が、公開プロセスの議論を十分に理解できるよう、公開プロセス当日に外部有識者に配布する資料は、事前に各府省のホームページに公表すること。
- ② 各府省においては、行政事業レビューについて国民への浸透を図り、一層実効あるものとするため、各府省の政務による記者会見などでの公開プロセスの実施に関する情報発信や、各府省ホームページのトップページへの掲載等、積極的な広報活動を行うこと。

2 公開プロセスの具体的な進め方（別紙参照）

(1) 質疑・議論の時間

質疑・議論の時間（開始から取りまとめまでの時間）は、基本的には1コマ（1事業。ただし、議論を分かりやすくするため関連する事業を加えることは妨げない。）1時間程度で設定すること（時間内に1つの結論を出すことができない場合は、これ

に加えて10～20分の延長時間を設定)。ただし、事業規模や見込まれる議論の内容を踏まえて各府省において適宜の時間の設定をして差し支えない。

なお、インターネット生中継を実施することに鑑み、事前に各コマのタイムテーブルを設定し、各府省のホームページにおいて公表すること。併せて、どの外部有識者がどのコマを担当するのか明示することが望ましい。

(2) 事業概要の説明

- ① 事業所管部局からの事業の説明は簡潔に行い、長くても5分程度とすること。
- ② 行政事業レビューシートに基づき論点に即して説明することを基本とし、政策評価書等の添付資料は補足資料として使用すること。
- ③ 説明者は、インターネット視聴者等の理解に資するよう、資料とページ数を示すなど、資料のどの部分について説明を行っているのか明確にしながら説明を行うこと。

(3) 質疑・議論

- ① 進行役である各府省のチームの統括責任者又は副統括責任者は、議論に入る前に、外部有識者に対し、議論すべき個別の論点(1(2)②で確定させた論点)を明確に提示すること。
- ② 進行役は、次の点に留意して質疑・議論の進行を行うこと。
 - ・ 個別の論点ごとの議論が深まるよう、議論は一問一答形式で進むよう心がけ、当該論点について深掘りができるような質問が続くよう進行を行うこと。
 - ・ 外部有識者の質問に説明者が十分答えていない場合には、再度回答を求め、議論が合うようにすること。
 - ・ 事業所管部局の説明や外部有識者の質問に対する回答の時間が長い場合には、簡潔に説明するよう適時適切に注意を行い、外部有識者との議論がより多くできるよう努めること。
 - ・ 議事進行の流れに十分留意し、議事の公正な進行に努めること。公開プロセスは外部有識者の意見を取りまとめる場であり、質疑・議論の中で進行役自らが意見を述べることは差し控えること。また、誰が発言しようとしているか把握した上で、特定の外部有識者が多く発言をすることのないよう、外部有識者に対しバランスよく質問・議論を促すこと。

(4) コメントシートの記入

- ① コメントシートには、「廃止」、「事業全体の抜本的な改善」、「事業内容の一部改善」、「現状通り」の選択肢を準備するとともに、外部有識者がいずれの選択肢を選択する場合でも、事業の課題や問題点、当該選択の理由・根拠、改善の手法や事業見直しの方向性等の内容についてコメントを書くことができるよう欄を設けること。

- ② 進行役は、外部有識者がコメントを記載している間や取りまとめ役が取りまとめコメント案を整理している間にも議論が継続されるよう、外部有識者に質問や意見を求めること。

(5) 評価結果及び取りまとめコメントの公表

- ① 取りまとめ役は、評価結果案及び取りまとめコメント案の提示前に、それぞれの外部有識者が記載したコメントの中で代表的なものを紹介すること。
- ② 取りまとめコメント案については、いずれの選択肢を選択する場合にも、単に外部有識者の意見を羅列するのではなく、事業の課題や問題点、当該選択の理由・根拠等を具体的に記載した上で事業の改善の手法や見直しの方向性等を具体的に明記すること。

また、それぞれの外部有識者が記載したコメントをどのように整理して取りまとめたのかが分かるようにして提示すること。

- ③ 票数が分散するなどして、改めて時間をとって外部有識者間で議論し、一つの結論を出すことを目指す際は、別の会場を用意することなく、時間を延長（10～20分の延長を目途）して行うことを基本とする。

なお、時間を延長して議論をしてもなお一つの結論を出すことができないと取りまとめ役が判断する場合には、票数の分布の紹介や複数のコメントの併記などにより、議論の結論とすること。その際には、それぞれのコメントが何名の外部有識者の同意を得たものなのかを明らかにすること。

(6) 評価結果及び取りまとめコメントの結果の公表

- ① 公開プロセスの結果の公表に当たっては、評価結果及び取りまとめコメントのほか、コメントシートに記載された外部有識者のコメントをできる限り類型ごとに整理した上で公表すること。
- ② 評価結果、取りまとめコメント及び外部有識者のコメントについては、極力当日中にホームページ上で公表するなど速報性に十分配慮した工夫を行うこと。

(7) その他

- ① 公開プロセスで外部有識者から指摘された事項については、他の事業の改善にも活用するよう、府省内に公開プロセスの結果や指摘事項を周知徹底するとともに、指摘事項を踏まえた横断的な事業の見直しを進めること。
- ② 各府省における自己点検終了後、実際に自己点検を行った各府省の立場（チーム副統括責任者）から、行政事業レビューの取組について改善すべき点等を提案いただく予定としている。公開プロセスを含む自己点検の実施に当たっては、それを念頭に置いて行うこと。

3 選択肢についての補足

- ① 公開プロセスにおける選択肢のうち、「現状通り」は、実施要領上「特段見直す点

が認められない場合等」とされているとおり、仮に平成30年度終了予定の事業を本年度の公開プロセスで取り上げた結果として、特段見直す点（終了することをやめて継続にすべき等）が認められず予定通り終了になったものについては、公開プロセスの選択肢としては「現状通り」となる（「廃止」とはならない。）。

他方、「行政事業レビュー推進チームの所見」には、公開プロセスの選択肢に加えて「予定通り終了」があるところ、本選択肢は、「現状通り」のうち、本年度終了予定の事業を公開プロセスの場等で点検した結果として、特段見直す点が認められず予定通り終了になったものを特出しした選択肢であることから、上記の例によると公開プロセスでは「現状通り」、「行政事業レビュー推進チームの所見」では、「予定通り終了」となる。

- ② 公開プロセスにおける選択肢のうち、「廃止」は、実施要領上「事業の存続自体に問題があると考えられる場合」とされているところ、形式的にいったん廃止はするが、実質的に事業を継続するような場合には、「廃止」とするのではなく、実質面に着目して「事業全体の抜本的な改善」又は「事業内容の一部改善」とすること。「廃止」としたにもかかわらず、翌年度に事業内容等が酷似する事業が新規に構築されれば、国会等の場で「看板掛け替え」との指摘を受けるおそれがあるため、そのような指摘を受けることがないようお取り計らい願いたい（「行政事業レビュー推進チームの所見」、「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」についても留意すること。）。

4 EBPMの試行的実践の進め方（一部府省のみ）

（1）基本的な考え方

- ① 行政事業レビューにおけるEBPM（根拠に基づく政策立案）の推進に係る取組として、公開プロセスで「EBPMの試行的実践」（平成30年3月28日第31回行政改革推進会議）を行うこととしているが、「EBPMの試行的実践」はEBPMの考え方を各府省に定着させる観点から実施するものであることから、予算削減や事業の廃止ありきではなく、ロジックモデルやデータ等のエビデンスを用いて、事業をより効果的なものへ改善していくための取組であることを基本として実施すること。
- ② チームは、「EBPMの試行的実践」の候補事業の選定に当たっては、各府省におけるEBPM推進担当部局と連携するとともに、「各府省におけるEBPM実例の創出等について」（平成30年2月23日内閣官房行政改革推進本部事務局事務連絡）も踏まえ、選定すること。
- ③ EBPMの視点をういた点検の実施に当たっては、下記資料を適宜参照の上、論点案などの検討を行うこと。
 - ・「EBPM推進のための「行政事業レビュー」の取組について」（平成29年8月1日EBPM推進委員会 内閣官房行政改革推進本部事務局提出 資料6）
 - ・平成29年「秋のレビュー」の「EBPMの試行的検証」等で得られた視点をまとめた「行政事業レビューにおける事業の点検・見直しの視点」（平成30年4月〇日内閣官房行政改革推進本部事務局事務連絡）

・「EBPM推進の「次の一手」に向けたヒント集～「EBPM夏の宿題」ヒアリングから～」(平成29年11月29日EBPM推進委員会幹事会第1回会合配布資料)

(2) 外部有識者会合

「EBPMの試行的実践」の公開プロセス候補事業については、外部有識者に対しその旨を明らかにするとともに、選定や議論の便宜に資するロジックモデルなどの資料を可能な限り作成し、外部有識者に提示すること。

(3) 事前勉強会

- ① 「EBPMの試行的実践」で取りあげる事業については、ロジックモデルを必ず作成し、説明を行うこと。更に統計・データ等、外部有識者の議論の便宜に資する資料も可能な限り提示すること。また、「EBPMの試行的実践」で取りあげる事業の論点案には、EBPMの観点に関するもの(例えば、把握した課題とこれに対応するアウトカムや成果指標が適切か、事業の有効性の予測や裏付けとなる統計・データ、分析結果等により適切に裏付けられているかなど)を必ず含めること。
- ② 1(2)④において、公開プロセスにおける各選択肢の意義を外部有識者に説明する際には、「EBPMの試行的実践」については、事業の有効性等の今後の更なる検証や事業の改善に資する指摘(収集が必要な統計等データ、データの分析方法、成果指標の見直しなど)は、「事業内容の一部改善」に含まれるものであることを説明すること。

(4) 公開プロセス

当日の資料として、ロジックモデル、統計・データ等のエビデンスの資料も補足資料として併せて使用すること。

また、事業所管部局は、事業概要の説明の際、ロジックモデルについても簡潔に説明すること。

以 上

公開プロセスの進め方のイメージ

<基本的な議論の流れ>

事業所管部局による事業説明（最大5分程度）

- ・ 事業所管部局より、レビューシート及び補足資料に基づき、当該事業の要点を説明。

進行役による事業選定の視点及び論点提示（2分程度）

- ・ 進行役より、当該事業を取り上げた視点と、議論すべき論点を説明。

質疑・議論（コメントシートへの記入時間と併せて40分～45分程度）

- ・ 外部有識者から事業所管部局への質疑を実施。
- ・ 外部有識者がコメントシートへの記入をしている間や取りまとめ役が取りまとめコメント案を整理している間にも議論を行う。

外部有識者によるコメントシートへの記入

- ・ 質疑・議論の終了予定時間の10分程度前を目安に、進行役より、外部有識者に対して、コメントシートへの記載を促すアナウンスを実施。
- ・ 外部有識者は、コメントシートに記載された評価の選択肢からいずれかを選択するとともに、コメント欄に、事業の課題や問題点、当該選択の理由・根拠、改善の手法や事業見直しの方向性等について、簡潔に記載（議論しながらの記入。）。

取りまとめ役による評価結果案及び取りまとめコメント案の発表（3分程度）

- ・ 各外部有識者のコメントシートを行政事業レビュー推進チームが集計。
- ・ 取りまとめ役は、票数の分布及びコメントシートに記載された主なコメントを読み上げた上で、一つの評価結果案及び取りまとめコメント案を提示。取りまとめコメント案には、事業の課題や問題点、当該評価結果を選択した理由・根拠とともに、

改善の手法や事業見直しの方向性を具体的に明記する。

評価結果案及び取りまとめコメント案の確認並びに最終結果の公表(5分～10分程度)

- ・ 取りまとめ役は、提示した評価結果案及び取りまとめコメント案でよいか、他の有識者に確認を取る。
- ・ 取りまとめ役は、他の外部有識者から出された意見を踏まえ、必要な修正を加えた最終的な評価結果及び取りまとめコメントを公表する。外部有識者から多くの意見が出されるなどして、予定した時間内に一つの結論を出すことができない場合には、下記のとおり、時間を延長して、外部有識者間で議論し、一つの結論を出すことを目指す。

評価結果案及び取りまとめコメント案に対する議論並びに最終結果の公表(最大20分)

- ・ 取りまとめ役が中心となって、意見の陳述や議論を行い、必要に応じ、評価結果案及び取りまとめコメント案について修正を加え、最終的な評価結果及び取りまとめコメントを公表する。
- ・ 改めて議論してもなお一つの結論を出すことができないと取りまとめ役が判断する場合には、票数の分布の紹介や複数のコメントの併記などにより、議論の結論とする。